

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ） （ 23. 3 定 ）			
日 時	平成 23 年 9 月 16 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、林下副委員長、秋元・吹田・川畑・松田・酒井・ 上野・前田各委員		
説 明 員	教育長、病院局長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、水道局・ 総務部・産業港湾部・生活環境部・建設部・教育部・保健所各参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、酒井委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、安斎委員が吹田委員に、高橋委員が松田委員に、鈴木委員が酒井委員に、中島委員が川畑委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

○酒井委員

それでは、私のほうから 2 点ほど質問させていただきます。

◎外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業について

今回、観光対策の一環としまして、外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業補助金が補正予算として計上されていますけれども、まず、この実証実験事業の概要を改めてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業でございますが、事業内容といたしましては、12月21日から2月19日まで、新千歳空港から小樽の宿泊施設までの直行バスを運行いたしまして、台湾、香港、中国、韓国といった個人の旅行者を小樽へ誘客するという取組でございます。

実証実験といたしましては、まずこの直行バスを運行することにより、どの程度外国人観光客の誘客が図れるのかを探るとともに、小樽市といたしましては初めてとなります外国人観光客に対するアンケート調査を、実行委員会を組織して取り組むこととしております。

○酒井委員

この対象者は個人の外国人観光客の方だと思うのですが、この方々には、例えば宣伝というか、募集というのはどのように行っていくのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

この事業の宣伝方法でございますが、各国の旅行会社、エージェンがありますので、今回参画していただく宿泊施設への直行バス付きプランという形で、各国の旅行会社のほうで宣伝かたがた取り組んでいただきまして、このプランを売るものでございます。

○酒井委員

前回、10,000人ウエルカム事業というのは、結果的にはちょっと少ない数字で終わってしまったのですが、この期間中に、代理店の方々を通じて売っていくということですが、例えば売行きが悪いときの対処法などが対策としてあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

売行きが悪い場合の対策でございますが、やはり各国で旅行形態というのはいろいろ変わっております。例えば中国でありますと、個人ビザの発給要件が緩和になっておりますけれども、まだまだ団体旅行が多いという状況になっておりますし、一方で、台湾、香港などありますと、団体旅行と個人旅行の比率というのが半々、韓国については個人旅行が非常に多いというように、国によってもいろいろとばらつきがあるところでございます。

ですので、今回の実証実験事業では、各旅行会社に、こういうプランを売った場合の各国の売行きという部分も実証実験で明らかにしていくというのも一つの実験というふうに考えておまして、取組の中であまりにも売行きの悪い国という部分につきましては、一定程度のところで売行きのいい国のほうの宣伝活動を強化するようなことも、実行委員会のほうでは考えているところでございます。

○酒井委員

あと、アンケート調査を行うということなのですが、その内容というのは、現在、何か概要的なものでもわかっているものがあれば、教えていただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

小樽市としては、これまでも外国人観光客の入込みがあったのですが、アンケート調査でニーズ把握等はしてきておりませんでした。ですので、今回は、この実証実験を通じてニーズ等を把握しようと思っておりますけれども、まず北海道、小樽に来る目的は何なのか、あと旅行行程は、2泊3日なものなのか、3泊4日なものなのか、その辺の日数はどのぐらいなのかとか、あと小樽の次の訪問地はどこなのかということ把握して、今後の観光施策につなげてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

今回の事業では、新千歳空港から小樽の宿泊施設まで直行してくるという利便性をアピールして、アンケート調査の結果の下、これからの観光施策に役立てたいとのことなのですが、帰りの際の利便性もぜひアピールしていただいて、道内に来た観光客が最終的に小樽に集まってきて、そこから新千歳空港に行くようなことも今後検討していただきたいと思います。

今回の調査によって、また違う課題が出てくると思いますので、これはぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

◎防災の取組について

次に、防災についてお尋ねしていきたいと思います。

広報おたるの平成20年8月号に、高齢者などに対する避難支援の取組ということで記載されていたかと思いますが、その後の進捗状況について教えていただきたいと思います。

○（総務）杉本主幹

高齢者などの避難支援の取組につきましては、災害時要援護者の登録に基づいて、一人一人の状況に応じた避難支援プランを作成しております。現在、約8,900名の方が登録されております。

取組の主なものとして、登録されている方のうち約2,000名の方が、避難する際の支援者が決まっておらず、本年は臨時職員を雇用し、民生委員からの情報などいただきながら、それぞれのお宅を訪問し、状況の確認と支援者の選定を進めているところでございます。

○酒井委員

現在も進行中で、今はまだ約2,000名の方の支援者が決まっていないということですが、いつごろで完了する予定なのか、教えていただきたいと思います。

○（総務）杉本主幹

本年度行っております支援者を決める取組ですが、調査期間としましては、1月までありますけれども、それはデータの整理も含めての期間ですので、大体の時期といたしまして、今年いっぱいぐらいをめどに支援者の選定を進めていく予定でございます。

○酒井委員

あと、防災に対して、例えば講習ですとか、訓練ですとか、何かそういう取組が行われているとホームページで見たのですが、どのような内容で行っているのか、概要について教えていただきたいと思います。

○（総務）杉本主幹

訓練と講習でございますけれども、まず防災訓練につきましては、小樽市総合防災訓練を毎年 9 月 1 日の「防災の日」に行っております。それと別に、土砂災害等の避難訓練を 6 月に、各地区の町会にも参加いただきながら行っております。

それから、講習等についてですけれども、これにつきましては「まち育てふれあいトーク」にメニューがございまして、現在、身近にできる防災対策などを中心に、町会の部会ですとか各種サークルなどからの依頼に応じまして、職員を派遣して講習を行っております。その他、避難訓練時の講話等の依頼もございますので、今後も講習や研修などの依頼がございましたら、できる限り防災担当のほうでも対応してまいりたいと考えています。

○酒井委員

この内容はわかったのですが、年間どれぐらい小樽市で行われているのか、その辺も教えていただけますか。

○（総務）杉本主幹

年によって若干差はございますけれども、おおむね年間で、多い年で大体 7 回から 8 回です。少ない年で大体 4 回程度だというふうに記憶しております。

○酒井委員

わかりました。災害というのは、いつ、何どき発生するかわからないので、とにかく災害に対しては早急に対策を図っていただきたいのですが、災害時において自主避難は、自分の安全を守るという意味では一番大切なことだと思うのですが、例えば合図というか、それを出すべき、サイレンですとか防災無線というのが設置されないのかという市民の声も多いのですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）杉本主幹

災害時等の住民への伝達手段でありますサイレン等でございますけれども、サイレンにつきましては、各地区の消防署に設置してございます。

また、住民への伝達手段につきましては、小樽市地域防災計画に規定されておりますけれども、具体的には、現在は消防等による広報車での方法が中心となっております。

今後につきましては、携帯電話に向けて情報発信するエリアメールの利用を、この 10 月に開始できるように準備を進めているほか、今、御指摘がありましたように、防災行政無線についても、その方式も含めて導入に向けて検討しているところでございます。

○酒井委員

先日、各地で大雨の被害がありました。私の地域の銭函のほうでもちょっと被害がありまして、やはり防災というのは、本当に市民の安心・安全を守る部分でありますので、今後も早急にこの計画を進めていただきたいと思っております。

○上野委員

◎カジノ誘致について

それでは、質問させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、カジノ誘致についての質問をさせていただきます。

今週 12 日の月曜日ですけれども、商工会議所で国際カジノ研究所所長の木曾氏の講演がございまして、議員の方々も、市役所の方々も多数、意見交換会に御出席されたと思うのですけれども、これを踏まえて少しお尋ねしたいと思います。

この講演の中で、今、国会では超党派の議連によって、カジノ推進に向けての最終的な法律案ができてきたと。これがいつ提出されるのかちょっとわからないのですけれども、だんだん具体化している状況にあるというお話で

ございましたが、所長がカジノをつくるに当たって公設民営という言葉を使っておりましたけれども、この公設民営という概念について、小樽市としてどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○（総務）企画政策室上石主幹

カジノに関する公設民営についての御質問ですが、ここで言うております公設民営の「公」という部分は、カジノ開設の決断をし、その基礎的な運営方針を決定する権利という部分になりまして、民営という部分が、実際にカジノを民間が運営していくと、そういうかかわりの中の公設民営という形になっております。

○上野委員

ということは、運営するのは民間なのですが、公設でありますから、まず市が判断しなければ、カジノを建設するかしらないかという判断ができないということで、市が必ずかかわってくるという状況にあると思うのですが、これも講演の中で、今、法律案の中では全国 3 ブロックでまず行って、それで複合的な地域、区域という、区域割りをして申請していくような説明をしてございましたけれども、この複合的という概念が小樽市だけの問題なのか、それとも後志地域になるのか、北海道全体になるのか、市としてそこら辺の情報というものがございましたら、お知らせください。

○（総務）企画政策室上石主幹

先ほど、上野委員からお話がありましたけれども、今週 9 月 12 日に、小樽にカジノを誘致する会が開催しました意見交換会におきまして、国際カジノ研究所の木曾所長から、カジノ誘致を検討するに当たりまして、北海道をまず 1 ブロックとして考え、カジノの導入の目的である地域経済の活性化及び観光振興にも寄与すること、また財政改善に資することを広域的に検討する必要があるのではないかというお話が確かにありました。そのことから、民間等の研究団体や市町村、経済団体、北海道を構成員としますカジノに関する情報交換会というものがありますので、我々としましても、今後も引き続き、この交換会の中で意見交換なども行っていきたいと考えております。

○上野委員

当然市だけではなくて、今言ったように、地域が大きくなっていく、カジノを誘致するに当たっても、小樽市だけではなくて、北海道との連携も必要になってくるかもしれない。そういう中で、この最終案がいつ国会で審議されて、法律として成立するのかわかりませんが、小樽市としてカジノを誘致するか、誘致しないか、どちらかはわかりませんが、私も初めて出席したものですから、カジノがいいものなのか、それとも悪いものなのか、功罪については意見交換会の中でもありました。そういう判断も含めて、市としてやはり今後ともさらに情報収集するとか、誘致するとすれば、当然小樽市としてかかわってくることとなりますので、市民の皆様にも、今のこの状況というものをやはり広めていかなければ、法律ができ上がりましたから、ではこれからやっていきたいと思いますというのでは既に遅いのではないかと。

現在、カジノに対する認識というのはたぶんさまざまだと思うのです。誘致をしたほうが良いという人もいれば、いや、カジノというもののイメージが日本人に合わないというか、賭博のイメージが非常に強いので誘致すべきではないと。情報が少ない中での認識でありますので、そういう意味で、今後、当然市がかかわってくることなので、市としてどのように、そういう情報を収集しながら、市民の皆様も含め、状況を発信していくのか。現在は、意見交換会や講演会があると、新聞で見ることが多いのですが、そのほかにも市のホームページもそうですけれども、別な方法で市としてこういう取組をする、こういう状況把握をしているということを広めていくようなことというのは、今後あるのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

カジノ誘致の関係でございますけれども、例えば観光の宿泊滞在型の関係でもって賛成されている方もおられるでしょうし、また一方で、子供などに与える影響等を考えまして反対される方、恐らくいろいろな状況があるのか

と思います。基本的に現在それ自体を集約するという段階にもないものですから、市から情報を発信していく状況にあるとは考えてはございません。

ただ、法案が通りますと、現実的な話となってくるということは確かでございます。そういう中で、市としても研究していかなければいけない課題の一つとしては認識してございますけれども、現在、それに対してどうこうというのは考えていないところです。

○上野委員

ただ、法案がいつ通るかかわからないですけれども、こうやって民間の中で誘致を進めているようなところもありまして、そういう中でやはり集約する状況ではないかもしれませんが、小樽市内でもこういう状況にあるというような情報発信はしてもいいと思うのです。小樽市がこういう方向性も持ってやっているというよりは、現在、小樽市内を含めて、民間団体を含めて、こういうような状況にあって、カジノというのはこういうようなものなのだと。例えば市の広報誌に、カジノというのはこういうものだというような概念的なものとか、そういうものも少しずつ掲載していく中で、カジノというものを知る機会になると思うのです。普通の生活の中で、日本人というか、私も含めて、なかなかカジノに接することがないわけでありまして、そういうような意味でも情報というのは、少しでも出していったほうがいいと思うのです。確かに法案が通って現実味ができました、ではこれからやりますという話になって、いざ誘致することになった場合、出遅れてしまう可能性もあるかもしれませんので、転ばぬ先のつえというのではないですけれども、現実的に民間の中でこういうような動きがあるのであれば、こういう状況にあるというのを発信していくだけでも、少しは違ってくるかと思っておりますので、その1点だけお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。

◎日本海側拠点港について

では次に、港湾のあり方について質問させていただきたいと思っております。

先日、一般質問で、日本海側拠点港について質問させていただきました。市長の御答弁の中で、今後の港湾のあり方について、水辺のにぎわいを創出してという部分があったので、もし具体的なものがあれば、今、日本海側拠点港の選定をしておりますので、当然、そのプレゼンテーションの中にも、今後の第3号埠頭のあり方が記されていると思うのですけれども、具体的なビジョンがございましたら、お示してください。

○（産業港湾）事業課長

水辺を生かしたにぎわいの創出についてのお尋ねでございますけれども、まず小樽港につきましては、これまで港湾整備の中で、例えば築港臨海公園ですとか小樽港マリナ、運河の散策路といった水辺を生かした整備を行いながら、港における未来づくりという部分に取り組んでございます。

今後、港湾計画の改訂に当たりまして、現行の港湾計画の策定の時点から、港を取り巻く環境というものもかなり変わってきているということもございまして、改めて一般市民の方々の意見も伺いながら、交流空間また市民空間のあり方というものを考えていきたいと思っております。

委員もおっしゃったとおり、この間日本海側拠点港の計画書を提出してまいりましたが、第3号埠頭が選ばれ、今後、港湾計画を進めていく中で、この交流空間の導入という観点で大きなポイントになってくるのではないかと考えてございます。現行の港湾計画の中では、埠頭の基部につきましては、今の段階で緑地として位置づけてございます。

今回、小樽港のクルーズ客船対応も踏まえまして、クルーズ客船の受入れ機能の整備、また基部を緑地に整備する部分を連動させるような形の交流空間の創出というのを、今回の計画の中でも考えていかなければならないものというふうに考えてございます。

○上野委員

ある程度具体的な水辺のにぎわいということで、交流空間などや緑を増やしていくというお話を伺いました。

本日新聞に載っていましたが、来週21日に、レジェンド・オブ・ザ・シーズという豪華客船がまた小樽港にやっ来てまいりますけれども、港湾計画が今おっしゃったようなビジョンで改訂される中で、市長の御答弁にありますが、民間の皆さんの御協力や御意見を賜りながら港湾計画を進めていくというお話がありました。その民間の方々、いろいろいらっしゃると思うのですけれども、どのような土俵で話をしていくのか、今までのようにやっていくのか、何か新しい枠組みをつくって、そこで検討しながらやっていくのか、その部分について、お考えがありましたらお聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画を改訂していく上での当初の考え方ですけれども、これまで私ども、長期構想ですとか港湾計画の改訂を行う場合には、関係機関の方々、また港湾団体や経済界の方々との協議、それと市民の方々に対してもアンケート調査やパブリックコメントの募集などの形で幅広く意見を聴取して策定を進めてきたという経緯がございます。

今回の計画に際しましても、これまで同様に、多方面の方々の意見を伺う場というのは当然設けていかなければならないと考えてございます。特に、民間の方々と、商工会議所でも港湾振興プロジェクトを立ち上げていろいろと議論されているというふうに向っています。この辺の意見も尊重しながら、今後の港のあり方というのを考えていきたいと思っております。

○上野委員

日本海側拠点港の選定を踏まえて、来年度以降の港湾計画の改訂というのは、小樽市にとっては非常に重要なターニングポイントになるのではないかと私は考えております。市議になって以来、港についてはいつも質問するのですけれども、やはり港があってこそ小樽市だと思いますし、港の顔というものができなければ、小樽市の観光に対してもそうですし、商業や経済に対してもそうですし、あまり小樽の個性というものが出てこないと思っておりますので、ぜひとも、今おっしゃったことのほかに、例えばシンポジウムを開催するだとか、小樽市民だけではなく、もっと多くの方々の意見も賜れるような仕組みづくりをしながら港湾計画の改訂をしていただきたいと思います。また大人だけではなくて、例えば市内の小・中学校もそうですけれども、港のビジョンについて、難しいことではないのですけれども、港の絵をかくコンクールを開くなど、いろいろな分野の盛り上がりというものがあれば、日本海側拠点港の選定に向けて、またクルーズ港としての顔づくりに関しても、そういう意味では広く市民の皆様にも周知できるのではないかと思いますので、そのような取組をぜひともしていただければと思います。答弁は要りません。

◎堺町駐車場について

次に、堺町の観光バス駐車場について質問させていただきます。

前回の定例会のときに、駐車場の余市側は封鎖されておりましたので、それを小樽市が賃料を払うということで、今は、全部あいておりますけれども、それまでは路上駐車というか、渋滞等を起こしておりますが、その後の利用状況をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

市が7月から開設しました臨港線沿いの観光バス駐車場の利用状況であります。7月、8月の2か月は、7月で1,458台、8月で1,093台で、これはあくまでも市が開設した部分の台数であります。

○上野委員

今、お聞きしましたけれども、やはり駐車場をあけてから、月に利用が1,000台ということで大きな効果は上がっていると思います。小樽市にとっても、堺町の観光にとっても、あの駐車場というのは重要な位置を占めていると思いますが、国有地ということで、現在は賃料を払って借りておりますけれども、その後、国有地が売却されるという期限がある中、今後どのようなスケジュールでこの観光バス駐車場のあり方を考えていらっしゃるのか、その取組についてお尋ねしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

市が考えます今後の見通しなのですが、国有地の借上げ期間は平成24年度末までということになっておりまして、それを踏まえてのお話なのですけれども、まず、今後も市が観光バス駐車場を開設していくかどうかという判断がまず大事になってまいります。それに伴いまして、国有地を買い上げる。当然、開設していくことは買上げということになってくるかと思いますが、国有地の買上げの場合における価格、そして買上げ方法です。それから、隣接地でまだ北一硝子が駐車場を営業しておりますので、その動向もあります。このように多くの課題の整理が必要になってまいります。

それから、国有地の価格につきましては、年内をめどに国のほうで出すというお話は何っておりますので、それを踏まえて期限までに何とかしかるべき判断をしていきたいと思っておりますし、また議会にもお諮りしてまいりたいと考えております。

○上野委員

今、御答弁の中で、年内に国のほうから土地の価格が出てくるということで、その価格を踏まえて、小樽市として駐車場を存続し、買い取っていくのか、また別の方向性を探るのかということになりますけれども、平成24年度末までということで、期間は大変限られておりますので、やはり迅速に進めていかなければならない部分、あるいは北一硝子とも協議していかなければならない部分が、多々あると思うのですが、とりあえず一つのポイントは、年度末だと思うのですけれども価格が出たときに、ある一定の考え方が示されるように準備を進めてくださればと思います。

やはり堺町の観光バス駐車場の必要性というのは、小樽の観光に携わる方々はもう重々承知していると思います。ただ、それが市として運営しているものなのかという判断や、いろいろ課題はあると思いますので、今後、十分な検討をなされることを願っておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

◎観光情報発信事業について

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

観光情報発信事業について、現在、AIR-G' で小樽のラジオ番組が放送されていると思うのですけれども、今まで何回放送されて、どのような内容なのか概要についてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光情報発信事業でございますけれども、この事業は、委員がおっしゃったとおり、FMラジオのAIR-G' を使いまして、全道に小樽の観光情報を発信するという事業でございます。9月5日から開始いたしまして、今週12日に2回目の放送がされておまして、毎週月曜日のお昼12時半から55分までの25分番組でございます。AIR-G' のほか、金曜日の午後2時から2時25分まではFMおたるで再放送という形で、小樽市民の皆さんにも聞いていただいているところでございます。

内容といたしましては、小樽のことをもっと知ってもらいたい、好きになってもらいたいというコンセプトでやっております、何々の町・小樽というテーマを毎週決めまして、それについて深く掘り下げていくという番組構成になっております。第1回目は「ワインの町、小樽」、第2回目については「スイーツの町、小樽」という形でやっております。今後、いろいろとテーマを変えながら来年の3月いっぱいまで、小樽の観光情報と魅力をお伝えする形でやっているとございます。

○上野委員

小樽の情報発信ということで、大変魅力的な番組ではないかと思うのです。私はNORTHWAVEをよく聞いて、AIR-G' はあまり聞かないのですが、この番組の、ラジオですから聴取率というのですか、どれぐらい聞かれているかというのを、3月まで放送する中で統計を取ったり検証したりされるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

聴取率というような形かと思うのですが、市としてはなかなか独自でとることは難しいのですが、毎年、年に 2 回ほど、聴取率調査というのがございますので、その中で、この時間帯の聴取率がどのくらいなのかというのは、AIR-G' のほうから情報をお聞きしたいと考えております。

○上野委員

年に 2 回ということなのですが、細かな聴取率などでどれだけ聞かれているのかというのをぜひとも把握されたほうが、今後そういうものを制作していく上ではいいと思いますので、検討いただきたいと思います。

最後に、この番組自体なのですが、残念ながら私はまだ一回も聞いたことがなくて大変申しわけないのですが、番組を放送しているような番組宣伝というのは、市内を含めてどれぐらい行われているのかお尋ねします。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

番組宣伝でございますけれども、AIR-G' のほうで新聞などのメディアを使って宣伝していただいているほか、1 日 3 本、20 秒の CM スポットを流していただいているというふうにお聞きしております。そのほか、AIR-G' と FM おたるのホームページ、あと観光振興室のほうでやっております観光に関するブログなどでも紹介しておりますけれども、確におっしゃったとおり、どちらかというと、今までは全道の多くの方に知っていただきたいということで、市民向けというよりは道内向けの宣伝を主にやってきておりましたので、市民の方々にも聞いてもらいたいという気持ちも当然ございますので、今後、機会を利用して宣伝活動はしてまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

せっかく放送されていることですので、市民も含めて広く聞いてもらえるような努力というものをぜひともしていただければと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

◎野生動物対策について

何項目かに分けて質問させていただきます。

最初の質問は、先日の本会議でも民主党・市民連合の林下議員が御質問されていましたが、野生動物対策についてでございます。

シカなどの野生動物による農作物の被害等があるというふうにお聞きしておりました。それに対してどのように取り組んでいるのか、再確認の意味でお聞きしたいと思います。

○（産業港湾）農政課長

野生動物によります農業被害についてでありますけれども、農政課では、農業者から野生動物の農業被害の相談があった場合に、まず現地調査をしまして、必要に応じて捕獲許可申請等を行い、業務委託をしている北海道猟友会小樽支部に駆除をお願いするということを従前からやっております、これについては今後もやっていこうということで考えております。

○（保健所）生活衛生課長

保健所では、野生動物のうちのキツネの衛生対策について、小樽市エキノコックス症対策実施要領に基づいて実施しています。

対策の中身といたしましては、大きく三つございまして、住民への啓発、エキノコックス症検診の実施、飲料水

対策となっております。住民の啓発につきましては、キツネ出没の御相談があった地区へのリーフレット回覧や、小樽市ホームページにより、キツネに対するえづけの危険性やエキノコックス症予防対策について周知しております。エキノコックス症検診の実施につきましては、市立小樽病院に依頼いたしまして、小学校3年生以上を対象に無料で実施しております。最後の飲料水対策につきましては、水道水以外の井戸水、沢水などを利用している地区に対しまして、毎年20軒程度の住宅に保健所の職員が行きまして、井戸にキツネのふんが入らないように施設の調査だとか、水質検査、指導を実施しております。

○松田委員

今、農作物の被害等ということでしたけれども、先日、朝里のほうで、シカが出没したために学校で集団下校をしたという報告もありましたし、またシカが出没したときの対応としては追い払いということが基本で、今回の場合は追い払うまでにかかなり時間がかかったようでございますが、幸いにも山に追い払ったために人的被害がなく、本当に安心いたしました。

実は私も、2年ぐらい前なのですけれども、札幌バイパスを通過して小樽に帰ってくる途中にシカと遭遇しまして、危うく事故を起こしそうになりました。夕暮れどきだったものですから、もう少し気がつくのが遅れていたらと思うと、今でもぞっとします。また、先月、所用で登別に行った帰りに、動物が侵入したことにより高速道路が一部閉鎖され、いったん一般道路におりることになり時間的ロスで大変な目に遭ったという経験もいたしました。

小樽では、シカが住宅地に出没したことは想定外だったようで、今までは人的被害はなかったようでございますけれども、今後、こういったことに対する対応というのは考えていらっしゃいますでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

今、松田委員がおっしゃったとおり、これまでシカの出没ということに関しましては、市街地への出没ということがほとんどなかったものですから、そういう面での市としての具体的な対応策というのが検討されていなく、体制もまだできていなかったというのが実態でございまして、先ほど農政課長から答弁がありましたとおり、農業被害という観点からシカ関連というものを見ていたところでございます。

ただ、今回、御指摘のありましたとおり、今月なのですけれども、住宅街をシカが徘徊して付近の住民や交通にも多大な影響を与えるという事態が起きたということもありますので、庁内の関係課によりまして対応する組織をつくる必要があるかと考えているところであります。

○松田委員

13日付けの北海道新聞の報道によれば、北海道は、今年の秋のヒグマ出没予想、ヒグマ出没予想というのがあることも初めて知ったのですけれども、今年は大量出没し、捕獲数も過去最多の水準になる可能性があるということと、今までに346頭捕獲し、年度内には少なくとも700頭ほどになるのではないかと予想していると載っております。

そこで、道としまして、各市町村に対し、猟友会や関係機関との連携を強めるとともに、看板の設置や回覧板、チラシ配布といった幅広い広報手段を検討するよう呼びかけたというふうに記載しておりました。小樽市にも、道からこのような連絡はあったのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

ヒグマに関する道からの通知でございますけれども、北海道からは、8月以降にヒグマに関しまして3回の連絡文書が来ております。

1回目ですけれども、これは毎年秋に、ヒグマの注意の特別期間というものを設けているのですが、今年もヒグマの注意特別期間というのを設けて、注意喚起を促してほしいということで。それから、2回目ですけれども、これは8月に遠軽町でヒグマによる人身事故があったので注意してほしいということ、さらに3回目ですけれども、これは今年の秋というのは、ヒグマのえさとなるミズナラやブナの種子が凶作傾向で、そのために例年より多くの

出没が予想されるということで、ヒグマの生息域の近くに出かける方に対しまして、出没の情報や事故防止に十分注意するよう喚起を促す文書が出ております。

○松田委員

過去に、小樽でもヒグマが出没して、国道を歩いていたというケースもあったように記憶しております。小樽の場合には人的被害はなかったようでございますけれども、今後、そういったこともありますので、検討方よろしくお願いいたします。

先ほどの新光町におけるシカ出没に関連した質問でございますけれども、今回は児童を集団下校させたという報告もありました。

今回、集団下校させるか否かの判断というのは、どのような形でされたのか、それから集団下校する判断基準というものがあれば、お聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育課長

今回のシカにつきましては、朝里小学校付近に出没したということですので、小学校及び中学校に、それぞれこちらのほうからそういった情報を伝えまして、その中で一般的には校長の判断により対応いたしております。今回のケースでいきますと、小学校については、いわゆる集団下校と、それから教員が校区内を巡視したという対応をしています。中学校については、通常どおりの下校というような対応をとっております。

○松田委員

今回はシカについてだったのですけれども、この間の大雨と、また東日本大震災と、今後、子供たちの安全を守るために集団下校といったケースも多々あると思うのですが、子供たちの安全をしっかりと守るためによりしくお願いしたいと思います。

○教育部長

ただいまの子供たちの安全を守るという部分でございますけれども、震災の関係もございまして、学校でそれぞれ策定しております防災実施計画で避難行動の手順なども示しておりますので、そのところを防災の観点からも考えるということで各学校の取組を指示しているところです。

あわせて、各学校では、危機管理マニュアルということで、これは防災だけの観点ではなくて、不審者対応や、いろいろな形での危機管理体制を敷いてございます。そういった中でも、今回の事案に関連する表現、文言にもございますので、そのところの補強なり見直しなりもあわせて考えていくように、学校のほうに指示したいと考えてございます。

○松田委員

よろしくお願いいたします。

◎ごみ箱の設置助成制度について

では、次にごみ箱の設置助成制度についてお聞きいたします。

どこの町内でも、ごみ集積所のカラス対策については頭を悩ませていることと思います。私の町内でも、今までは集積所がネット方式で、カラスによるごみ散乱を防ぐ方法をとってございましたけれども、このたび鉄製のごみ箱を設置することになりました。今、少しずつ設置をしている段階でございますけれども、カラス対策としては大変有効で、衛生的でもあるし、ごみの散乱を防ぐ意味でかなり有効だと思っています。

しかし、鉄製ごみ箱を設置するためには作製費用がかなりかかるため、町会としても費用捻出に大変苦勞したというふうに聞いております。先日、町会の役員会で、鉄製のごみ箱の配置かえに当たり説明があったとき、実は市からも助成金が出ていると聞きました。しかし、それは作製したごみ箱全部に対してではなくて、ごく一部分だけでした。36か所設置するに当たって、対象となったのは四つだけだったと。実際、鉄製ごみ箱もそのものによって金額に多少差があるのでしょうかけれども、幸町会の場合は60万円かかり、そのうち、助成金が10万円だったという

ふう聞いています。

そこで、この助成金制度について、内容、申請手続方法を具体的に教えていただければと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

市では、清潔で快適な地域環境を維持することを目的に、ごみ箱やごみネットの設置費用の一部を助成してございます。

助成の対象でございますけれども、ごみ箱を設置することにつきましては町会や自治会、それからごみネットを使用する町会、自治会又は個人を対象としてございます。

助成額でございますけれども、ごみ箱を製作又は購入に要する費用の2分の1といたしまして、2万円を限度としてございます。また、ごみネットにつきましては、購入に要する費用の2分の1とし、5,000円を限度としてございます。

手続についてでございますけれども、ごみ箱につきましては、設置するごみステーションの場所を示す略図のほかに、設置する土地の使用権限を示す書類を、またごみネット等につきましては、使用するごみステーションの場所を示す略図をそれぞれ添付していただいて、必ず設置の着手をする前に生活環境部廃棄物対策課のほうに申請していただくこととしてございます。

○松田委員

他町会でも、カラス対策については本当に頭を悩ませていることと思います。どうか、そういった意味でしっかり周知徹底していただければと思います。

◎ごみのふれあい収集について

また、ある高齢の方から、その方は90歳を超えていて、ふだんは自分のことは何でもする方で、お一人で暮らしているのですけれども、唯一できないことは朝のごみ出しで、まして時間も8時半までに出さなければならぬということで苦勞しているのだけれども、どうしたらいいのだろうかという相談を受けました。

そこで、高齢者や体の不自由な方でも、ふれあい収集といってごみをステーションに出せない方の個別収集をしているとお聞きしました。そういったことで、そのふれあい収集の申込方法と、現在、利用されている方の実績等を教えていただければと思います。

○（生活環境）廃棄物事業所長

まず、ふれあい収集の申込方法でございますけれども、初めに御本人や御家族の方、あるいは単身高齢者の場合などは、介護施設の方と連携をとっていることもありますので、ケアマネジャーや、あとは支援センターの関係されている方、そういった方から電話で廃棄物事業所のほうに申込みを受けます。その段階で、私どものほうでお話を聞きながら、後日面談をさせていただきますので、そのための日程調整等させていただき、その後、御自宅のほうに、御本人とできれば御家族の方とか、先ほど言いましたようにケアマネジャーの方などかかわりのある方がいれば、そういった方たちに入っていただいて、身体状況や世帯の状況など、いろいろな情報をお聞きしながら、私どものほうで、申込みをされた方の状態についての書類をつくります。そして、総合的に検討した中で、ステーションまでごみを出すことが難しい状況にあると判断された場合には、後日、御本人あてに決定通知をさせていただいて、承認というか、オーケーということであれば、そのときから、週1回でございますけれども曜日を決めて収集するという連絡させていただいているところでございます。

それから、直近のふれあい収集の実績でございますけれども、8月末の状況になりますが、対象世帯としては612世帯ございます。そのうち、どうしても入院など、いろいろな事情がございまして休止しているところが70件ございますので、差し引きまして、実際に収集した件数としては542世帯となっております。

○松田委員

では、所得制限ですとか、身体障害者の手帳ですとか、そういったものは必要ないのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

情報の中ではお聞きしますけれども、必ずしもそれが条件になるということではございませんので、それは先ほど言いましたように、身体状況などいろいろな部分の情報収集した中で、私どものほうで判断させていただいているところでございます。

所得制限については、特に設けてはございません。

○松田委員

週 1 回ということなのですけれども、それはいろいろなごみを全部まとめて週 1 回持って行っていただけるということでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

週 1 回でございますので、その世帯によって違いますけれども、燃やすごみ、燃やさないごみ、それから資源物ということで分別して玄関先に出していただいて、それを私どものほうで収集させていただくのですけれども、先ほど少し説明不足だったのですけれども、一応声がけもさせていただいておりますので、それで安否確認も含めて収集させていただいているという状況でございます。

○松田委員

小樽は山坂が多いために、夏場は自分で持っていけるけれども、冬はステーションまで行く道がなくなったり、遠回りしなければならないということで、冬場だけ収集してほしいというケースもあると思うのですが、それについての対応もしていただけるのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

松田委員がおっしゃったとおり、小樽は山坂が多いものですから、夏場は頑張ってごみステーションに出せると。ただ、やはり冬場になりますと、日中出かけることもなかなかままならないという方も結構いらっしゃいます。当然身体の状況、それから集積場所へどういう形で出しているかなど、そういったいろいろな部分を勘案させていただいて、身体的にも、また地形的な部分でも難しいということであれば、冬場だけというケースもでございます。

○松田委員

高齢の方が本当に安心して安全に暮らせるまちをつくるというのが、市長の公約にもありましたし、そういった意味でみんなが本当に安全に暮らせる、安心していけるようなまちづくりを今後とも目指していただきたいと思っております。

○秋元委員

◎教育予算要望について

私のほうからは、毎年、小樽市 P T A 連合会から教育予算要望が教育委員会に提出されていると思っておりますけれども、この教育予算要望に関連して何点か伺いたいののですが、過去における教育予算要望というのは、どのような内容だったのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

まず、P T A の予算要望状況についてであります。毎年、各学校の P T A から要望が上がって、それを小樽市 P T A 連合会、市 P 連といいますが、のほうで取りまとめ教育委員会のほうに提出されております。それにつきましては、1 項目 1 項目、毎年文書で回答しております。その際には市 P 連と教育委員会で役員の方と懇談会を持ちまして、その要望の部分で補足的なものがないかというものを取りまとめさせていただいております。

主な要望としましては、P T A 連合会の活動そのものに対する支援についてです。それから、通学路の安全確保の面、それから、例えば玄関のオートロックとか、学校周辺の街路灯や防犯灯の整備充実について関係機関に働きかけてくださいというような要望が上がっております。一番大きいところは、教育環境の整備充実ということで、

施設の補修関係についての要望が上がってきております。

○秋元委員

各学校から出てきたものを市P連で取りまとめているというお話でしたけれども、例えばその要望に対する調査ですとか、先ほどいろいろな施設整備の要望もあるということでしたが、その調査方法ですとか、その対応はどのようになっておりますか。市P連には1項目1項目、文書で答えているということでしたけれども、各学校についてはどういうふうに対応していますか。

○（教育）総務管理課長

例えば平成22年度に、いすの交換について要望がありましたので、その前の21年度に、各学校にどれぐらいいすが消耗しているかという調査をしております。各学校から上げられた数を集約しまして、それを基に、22年度でありましたら、小樽市地域経済活性化等推進資金基金を活用して、小・中学校のいすの補修をしております。

小学校で言えば、予備の分を除きまして、実際に使っているいす1,500脚を修理しました。中学校で言えば、1,000脚余りを夏休みに修理しました。750万円ほどかけて雇用経済活性化ということでやらせていただいております。また、机については、その都度要望をもらいまして、10枚、20枚、それから学級単位で欲しいというようなことで、机の上の天板を交換するのですけれども、その都度調査なりをして対応しているところございます。

○秋元委員

いすや機の交換についてお聞きしましたけれども、ほかにもいろいろな要望があると思いますが、その改修といえますか、対応に至るまでの優先基準といえますか、それこそいすを直してほしいという話もあるでしょうし、これは後から取り上げようと思っていたのですけれども、網戸をつけてほしいという要望もたくさん聞きます。こういう、どちらを先にするのかという判断基準といえますか、どのように決められていますでしょうか。

○（教育）総務管理課長

もちろん、優先度のつけ方としましては、授業に支障がないかどうかという部分が一番です。それから、危険なものがあるかどうか、それから緊急性というようなことで判断しております。網戸関係につきましては、そういったことで判断させていただいております。

○秋元委員

私もいろいろな要望をいただくのですけれども、例えば網戸の設置なども、毎年同じような内容であるということで、自分の子供にいろいろと話を聞くと、やはり日当たりや座っている場所によって、ものすごく暑いし、勉強にも集中できにくいと。1階か3階か、その階数によってもかなり違うということで、網戸の対応については、いろいろと要望が多いのですが、教室もそうですけれども、廊下にもつけてほしいというような話も聞くのです。ただ、すべての要望にこたえるというのは、ちょっと難しいとは思いますが、小・中学校の、例えばこれぐらいの部屋でしたら2枚に1枚の割合で網戸がつくのでしょうかから、七、八枚の網戸がつくと思うのですが、そういうような調査といえますか、たぶんまだまだ対応できていない部分が網戸に関してはいっぱいあると思うのです。網戸については、どういうふうに考えていますか。

○（教育）総務管理課長

網戸については、現在、小学校で1,382枚、中学校で1,128枚ほどあります。平成21年度以降、学校から、職員室、校長室、事務室、それから各教室につけてくださいという要望を受けて、少しずつですけれどもつけております。基準としましては、普通教室におきましては、窓4枚につき網戸2枚ということでやっております。大規模改修であれば、全窓に網戸をつけることで対応してきております。

○秋元委員

小・中学校の必要枚数というのはわかりますかね。小学校1,382枚、中学校1,128枚ということですが、私も話を聞くと、まだ教室自体一枚もないところもあるというふう思うのです。空気が暑いというのもそうなので

すけれども、もう一つはハチが入ってくると。例えばこの部屋もそうだと思うのですけれども、すべての窓をあけて、後ろのほうに網戸があるのかどうかちょっとわからないのですけれども、1枚だけ網戸がついていても、ほかの窓に網戸がついていなかったらハチはどんどん入ってきますよね。安全上の問題もそうなのですけれども、そういう考え方はどうなっていますか。

○（教育）総務管理課長

窓の数も数えてはいるのですけれども、ちょっと思い出さないのですが、先ほど言った数は必要ではないかと思えます。

それで、今年、廊下と階段の通気性をよくするように、階段の踊り場ですね、学校ごとに風の流れが違いますので、どこにつければいいかというのは、その場所に行きつけておきまして、まず平成23年度におきましては、小・中学校合わせて106枚つけさせていただいておりますので、引き続きそういったことで対応していきたいと思えます。

○秋元委員

これは、学校などから要望があれば、その都度対応できるということでしょうか。

○（教育）総務管理課長

数につきましては、予算との兼ね合いで、学校補修費というのが、大体小学校で3,700万円、中学校で2,200万円ぐらいですので、その中で網戸にかえる、修理・修繕もございますので、できるだけそういった要望にこたえるような形はとっていきたいと思えます。

○秋元委員

網戸もそうですけれども、暑いので扇風機を設置できないだろうかという話をよく聞きます。既にPTA会費などで設置している学校もあるのですけれども、これは、例えばPTAで費用を負担すれば勝手につけてもいいものなのか、安全上の問題もあるでしょうから、その辺はどうなのでしょう。

○教育部長

PTAで、その学校の備品のお手伝いをしたいという申出があった場合でございますけれども、そういう申出は快く受けたいとは思いますが、今、委員がおっしゃったように、それを設置、設備することによっての影響、安全面ですとか、あるいは変な話、いたずらとか、それから例えばクーラーになりますと、電気代の話もございますので、そういったところも考えながら、その辺のところは寄贈していただく方と御相談させていただいて、受け入れることができれば、逆にそういう支援をしていただければというふうに思っています。

○秋元委員

ちょっと話は戻って、先ほど街路灯のお話もあったのですけれども、実は私も何年前に、学校の街路灯の質問をさせていただいたときに、実は教育委員会の土地でも市の土地でもないということで、結局は町会で対応していただいていたのです。

ところが、毎年、街路灯の要望というのは結構あるみたいですが、技術的といいますか、教育委員会ではなくて、町会に対応してもらってくださいというような話はPTAのほうにはされていますか。

○（教育）学校教育課長

今、委員がおっしゃったとおり、街路灯の維持・管理については町会のほうで行っているということですので、そういったようなお話がありましたら、教育委員会としましては、町会を所管します生活安全課のほうに、それぞれの状況をお話ししまして、町会に協力をお願いしているというような状況になってございます。

○秋元委員

毎年同じような要望が来るのは、あまりそれが伝わっていないのかと思うのです。教育委員会の所管でないことを市P連などに伝えて、各学校にきちんと伝わっていないから同じ要望が毎年のように上がってくると思うのです。

安全・安心という部分では、今、防犯のパトロールなども重点的に力を入れて取り組んでいる学校もありますけれども、やはり夜は非常に暗いということで、何とかしてほしいというお話もよく聞くのですけれども、どこの関係機関と連携をとって進めれば解決できるのかというのをしっかり伝えていただきたいと思うのです。そうでないと、毎年同じような要望が上がってきて、何回言っても解決しないという結果になってしまいますから、これを何とかしていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○（教育）学校教育課長

このような対応については、教育委員会としても関係機関に伝えていきますし、市P連については予算要望等について、懇談会の中でもそういったような話についてもしていきたいと考えております。

○秋元委員

◎学校の赤水対策について

次に今年度、赤水が出て非常に困っているという話が、2校ほどからあるということなのですが、この赤水の対応といいますか、対策といいますか、私が聞いたのは2校なのですけれども、こういうお話というのは、当然、教育委員会でも承知されていますか。

○（教育）総務管理課長

赤水については、特に理科室と家庭科室といった、ふだん使っていないところの水がちょっと赤くなるというようなことで聞いておまして、夏休みの期間中、そういったところの蛇口を1時間ほどあけておいてもらって、赤水がなくなるような形で……

（「1時間」と呼ぶ者あり）

ええ、たまには。やはりちょっときれいになるまでということで対応させていただいております。

○秋元委員

P T Aの方から、衛生上非常に心配だというお話を伺うのですが、学校統廃合ともかかわって考えていかなければならないと思うのですけれども、やはり衛生上問題であれば、それはすぐに対応していかなければならないと思うのです。1時間水を流しっ放しでないと赤水が解消されないというのは、使う子供たちにしてみれば、飲み水は休み時間などに飲むわけですから、前もって教員が1時間前から水を流しっ放しにしておくというのは、異常な状況ではないかと思うのですけれども、この対応というか、対策について、どういうふうに考えられていますか。

○教育部長

先ほど、総務管理課長が例示した1時間というのは、夏休みなどの長期休業が終わって、始業式あるいはその前日あたりに、赤水が出るところを少しでも薄めるというか、透明に近い状態にするという、一つのやり方として例示しただけであって、すべての学校がそのようなことをやっているということではございませんので、まず御理解いただきたいと思います。

そして、その安全の部分につきまして、水道水については、学校薬剤師会と協力して水質検査を毎年定期的を実施してございます。当然、残留塩素の濃度や着色の度合いなどといった部分も含めて目視あるいは化学検査も合わせてやっていただいております。学校によっては、やはり一部着色があるという指摘もございますけれども、飲用に不適というようなことではございませんので、各学校で子供たちが生活する上で、その安全を確保するという観点からも、そういう検査を継続して、万が一そういう異常が発生した場合については、しかるべき処置あるいは改修工事というのをやらなければならないというふうに考えております。

○秋元委員

万が一というお話なのですが、私が聞いた中では、二つの学校で赤水が出て非常に困っているというお話で、始業式のときだけ水道をあけたら赤水が出て困るという話ではなくて、日常的に赤水が出ているというようなことなのです。だから、いつときだけでなく、日常的に飲もうとしたら水が赤いというのが保護者に伝わる、そういう

話が私のところに伝わってきたのですけれども、一過性のものではなくて、ずっと続いていると考えれば、やはり何らかの対応をして改善していかなければならないと思うのです。何かあってからではなくて、その前にこういう話が出ているわけですから、日常的に起こっているものなのか、それとも今言われたとおり長期間の休み明けだけのものなのか、もう一度調べていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○教育部長

今、委員から御指摘のありました件については、全校改めて調査をして、もしも対応が必要なものがあれば、どういう対応ができるのか検討してまいりたいと思います。

○秋元委員

ぜひよろしく願いいたします。

◎学校のトイレの臭気対策について

次にこれもたぶん長年にわたって予算要望の中に出ていると思いますけれども、トイレの臭気対策についてなのですが、以前からいろいろと相談を受けていて、過去にも教育委員会の方に相談させていただきまして、いろいろと対策もとっていただいているというふうに向っているのですけれども、現在、臭気の問題ですとか、そういう苦情というのは、市内の小・中学校で何件ぐらいあるものなのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

平成21年度の夏休みに、緊急雇用創出事業ということで、各学校のトイレの清掃を行っております。21年度当時の便器の数で言いますと、小学校で大小合わせまして818個、中学校7校で354個ほどございました。これらのトイレについている汚れや水あか、尿石を専門の業者にとっていただいております。尿石等をとる専用の洗剤や薬品がございますので、それをもって対応しております。それ以降、具体的に学校からトイレの要望はございませんけれども、大規模改造のときには、当然トイレの改修はやろうと思っております。

○秋元委員

今、教えていただいた尿石の除去などは非常に効果があるというふうに向いていますけれども、この尿石というのは、一般的にどのぐらいの年数で付着するものなのかというのは調べていらっしゃいますか。

○（教育）総務管理課長

専門的にはちょっとわからないのですけれども、もともと断たなきやだめという部分では、やはり5年ほどたつと、どうしても残ってしまうというのは、業者の方に聞いたことがあります。

○秋元委員

私も、最近、トイレのにおいのお話を聞いて、いろいろと調べると、先ほど小・中学校のトイレの清掃をされたということだったので、まだにおいのする学校があるということでもって、トイレの衛生検査の基準というものはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

学校環境衛生基準というのがございまして、例えば明るさですとか、シックハウスの状況ですとかといったような基準がございまして、今言ったトイレのにおいというふうになりますと、トイレの空気のそういった衛生基準の中で該当するかどうかというような話になるかとは思っております。ただ、毎年、シックハウスの部分については、検査をしております、異常があるというような検査結果は出ておりません。

○秋元委員

臭気とか、そういう衛生上の検査というのは、毎年されているのですか。

○（教育）学校教育課長

臭気は多少換気と関係があると思います。換気の関係というのは、トイレでありますと、例えば芳香剤などを置きますと、今度はシックハウスの基準にたぶん適合しないと思いますので、そういったものは置けないと思ってお

ります。結果として、異臭と申しますか、それが今の段階でも空気の衛生上の基準で異常値には一切なっていません。異臭と申しましても、何か塩素のようなものとは違うものですから、実際に異臭一つをとらえて異常があるという判断はないと思います。

○教育部長

今のトイレのにおいに関してでございますけれども、先ほど総務管理課長も言いましたが、トイレの臭気については、やはりトイレの便器の構造上の問題が大きいということ、いわゆるサイホンで水たまりを一時つくって、におい止めをするのが一番よろしいのですけれども、小樽市内の学校では、なかなかそのような構造にはなっておりません。新しい学校や、あるいは大規模改造に際してはトイレの改修も行っておりますので、そういったものを取り入れるような方向でやっております。そういうのがまず根本的にあるものですから、におい対策としては、やはり換気に尽きるといのが一つございます。

環境衛生基準の中でも、においについては、チェック項目には入っているのですが、においの場合はどういうのかよくわかりませんが、それが数値化されるまでにはうたってございませぬので、不快か、あるいは快適かというような部分での判断です。そういう意味からいきますと、やはり換気に心がけていただくというようなことで、学校をお願いをしているような状況でございます。

○秋元委員

わかりました。私が、今回、教育予算要望で質問させていただいたのは、教育力向上を図っていく上でも、教育環境をぜひ整えていただきたいなど。状況を知れば、皆さんも御存じのとおり、一つ一つ解決すべき点があると思いますので、統廃合も含めて、ぜひ努力していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎災害用の備蓄品について

先ほども、防災の関係については質問がありましたので、なるべく重複しないようにしたいと思いますけれども、まず一つには、防災対策としての備蓄品については、どのような品目や数量を備蓄されているのか、またこれらの備蓄はどのような災害を想定したものであるのか、お聞きしたいと思います。

○（総務）杉本主幹

現在、備蓄している災害用の備蓄品といたしましては、備蓄食糧としましてアルファ米とクラッカー、それから防災用品といたしまして、防災セットとして中に懐中電灯やラジオ、そのほか、全部の避難所ではないのですけれども毛布を備えております。

それから、想定される災害の内容ですけれども、特に特定されている災害ということではなくて、あくまでも、いわゆる避難所となっている施設に対して、避難者が避難されたときのことを考えての備蓄ということになっております。

○林下委員

水も備蓄されているのですよね。

○（総務）杉本主幹

水については備蓄しておりません。

○林下委員

他の市町村の例を見れば、やはり水というのはかなりストックしてあるというのが目立つのですが、特に今まではあまりその必要性が感じられなかったのですけれども、今回の大震災や原発事故ということを考えますと、やは

りこれは大事なものののだという印象を非常に強くしております、例えば札幌市などでも、今回のそういう災害を踏まえて、備蓄品を増量するとか、あるいは品目を追加するとか、いろいろな対策を考えているというふうに言われていますけれども、小樽市として泊原発の事故などを想定した場合、今後どのような備蓄品が必要なのかという考え方については、お持ちでしょうか。

○（総務）杉本主幹

今回の大震災等を踏まえてという御質問でございますけれども、先ほど申し上げました備蓄品だけではなかなか十分なものとは言えないと思います。例えば非常用の電源ですとか、床に敷くシート、レスキューシートという保温のためのアルミの毛布など、防災用品としていろいろとございますので、本市の避難所の備蓄品といたしまして、どういったものが必要になるかということも含めて、今後、調査・検討してまいりたいと考えております。

○林下委員

私は、今、あえて泊原発の事故を想定した場合と言いましたけれども、例えば原発事故を想定した場合に、この間の報道をずっと見ていますと、布のマスクであればおおよそ 8 枚ぐらい重ねたものを濡らさなければ不十分だというようなことも言われていますし、安定沃素剤も、特に子供などには早い段階で服用することが効果的だとか、あるいはもちろん完璧な防災服というのはいわゆるですけども、最低限緊急避難的にかっぱみたいなものも必要ではないかというふうに思うのですけれども、その点については検討されていますでしょうか。

○（総務）杉本主幹

今の御質問にありました、マスクと非常の際の衣類、それから安定沃素剤ということでしたけれども、当然、今後については、ある程度原子力災害のことも念頭に置かなければなりませんので、そういったものも含めて検討していきたいと思っております。

○林下委員

安定沃素剤については、いろいろな学説があって専門的な知識が私どももないものですから、新聞などで見ている範囲の話なのですけれども、常時備蓄をしておくべきものなのか、その辺も含めてぜひ検討していただきたいと思うのです。

◎災害時の指揮命令拠点について

次に、代表質問で、防災センターの設置が必要ではないかというお話をさせていただいて、今のところまだそういう考えはないというような御答弁だったのですけれども、いろいろなものをある程度の数量そろえる、あるいは災害に備えた指揮命令システムを確保するというようなことを考えますと、やはりどこかで集中的に指揮をとる体制が必要ではないかと、私はどうしても思えてならないのですけれども、それはちょっと考えられないですか。

○総務部参事

今の御質問なのですけれども、まず備蓄については、委員がおっしゃったように、集中的に 1 か所に集めるのも一つの考え方なのですが、準備としては、まず避難所にそれぞれ分散するのがやはり一番市民の手元に届くのではないかというふうに思っていますし、市長からも答弁申し上げたのですけれども、本庁舎を防災拠点としてとらえておまして、この本庁舎は標高 40 メートル台にあるのです。それとあと、緊急時に対応する消防本部、ライフラインを担当しております水道局の庁舎も直近にありまして、災害時に立ち上げる災害対策本部などを設置するときに、やはり位置的にはいい条件を満たしているのではないかと考えております。

また、地震等で、万が一本館なり別館が使えなくなった場合には、耐震対応の消防庁舎の 6 階講堂を対策本部にするように地域防災計画で既に定められておりますので、委員がおっしゃったように、指揮命令等に支障のないようなことで考えてまいりたいと思っております。

○林下委員

もちろん専門家の方はいろいろな角度から検討されていることは私も理解できますけれども、何せ市庁舎自体が

かなり老朽化していて、本当に震災に耐えられるのかという心配から防災センターの話をさせていただきました。

◎災害時の情報伝達方法について

次に、先ほどもありましたが、万が一災害が発生した場合の情報伝達の方法ですけれども、先ほどエリアメールということでお話がありましたし、防災無線の整備も検討されているということだったのですが、今回の東日本大震災で、有線電話も携帯電話も全く通じないということが、非常に長い期間続きました。私も、たまたま大船渡市に身内がいて、NTTが衛星電話を設置するまで約1週間、全く音信不通の状態になりました。私も議員になってまだ日が浅いのですが、こういう場合はどうするのだろうと聞いたときに、小樽は海岸線が長いから、消防車が放送して避難を呼びかけるというようなお話で、それが基本だというふうに理解していました。しかし、ほかの自治体では電光掲示板の活用というのも考えており、それを全部設置するといったらまた大変なことなのでしょうけれども、よく考えてみますと、北海道開発局では道路にいろいろな掲示を出していますよね。ああいうものですか、民間の広告用の掲示板ですか、そういうものも緊急の事態には活用できるような協定といいますか、そういうことも必要ではないかというふうに思うのです。例えば津波が発生して、消防車が本当に住民の避難を呼びかけるような余裕があるのかというのは、非常に心配なのですけれども、その点について考え方はありますでしょうか。

○（総務）杉本主幹

津波のときに、消防車が広報できるいとまがあるのかという御質問でございますけれども、現在、道のほうで想定している津波の種別で、一番短時間で到達するものは、約30分ということで津波の浸水想定がされています。ですから、本当に近いところで、いわゆる直下型の地震、しかもそれに伴って津波も来た場合については、非常に短い時間で到達すると思われましても、例えば震源が北海道の北西沖ですとか積丹沖あたりになりますと、小樽市内に到達するまでにおよそ30分近くの時間がございまして、消防車による広報についても有効ではないかというふうに考えています。

それから、電光掲示板ということですが、確かにこれも広報ツールとしては有効なのですが、先ほど委員がおっしゃったように、大災害のときに、いわゆるライフラインがとまってしまうようなときには、なかなか利用が難しいものというふうに考えております。

先ほど答弁させていただきましたけれども、基本的に伝達の情報ツールとしては、やはり一つでも多く持つのが一番いいとは思いますが、その中でも本市が持っていない行政無線ということもありましたので、このあたりについて、なるべく早い導入に向けて、どういう方式がいいかも含めて検討を進めていきたいと考えております。

○林下委員

今回の大震災で、自衛隊では、電話が通じない状況で、通信手段として無線機が非常に有効に使われていたと。警察でも、消防でも、無線の活用というのは非常に有効だったというふうに言われているのですが、今、消防無線も近々デジタル化に移行していくと。現在、消防が持っている周波数や無線設備というのは、返上しなければなくなるのか、あるいは、災害のときに、市の職員などが連携をとるために、機能として残していけるものなのか、その辺、専門ではないからわからないのですが、かなり有効だと見ていまして、デジタル化になったら、デジタル同志はつながるけれども、普通の状態では全くほかの無線機では入っていけない、通信手段がないのと同じになりますから、そういう周波数が使えるかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○総務部参事

実際に消防にもいたのですが、消防、それから救急無線のデジタル化になりますと、今までの機器は使えなくなります。今、委員がおっしゃったように、無線機はすごく有効だということを言われていまして、無線機もそうなのですが、そのほかに、例えば通信衛星を使った携帯電話もございまして、第2回定例会でも答弁しているのですが、防災行政無線といったようなことも現在考えておりますので、御提言のありましたものも

含めて検討材料にしていきたいと思います。

○林下委員

ぜひ、今ある設備も使えるのであれば、活用していただきたいと思います。

◎近隣との消防の応援協定について

もう一つ、今、火災などの場면을想定したものだと思うのですが、近隣の市町村との災害応援協定みたいなものが、正確に災害応援協定なのか、あるいは出動協定なのかよくわからないのですが、近隣の市町村と、例えば火災の場合に消防車を派遣するとか、そういう防災協定のようなものがあるように聞いているのですが、例えばこの協定で、泊周辺の 4 町村との協定などは、その協定の範囲にはいるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○（消防）警防課長

ただいまの近隣の消防との応援協定についてですが、後志管内の覚書協定がございまして、その中でまず被災した町村が自分のところの消防力だけで災害対応がかなわない、賄えないということになりますと、応援の要請がかかってきます。まずそれが第 1 段階です。

○林下委員

そうしますと、例えば泊村から、原発事故が発生したから応援に来てくれという要請はあるという理解でいいのですか。

○（消防）警防課長

泊原発についてでございますけれども、その場合についても、今、申し上げましたように、近隣の消防本部から応援の要請があれば、もちろん小樽市消防本部も応援に行くことになります。

○林下委員

なぜこのようなことを聞いているのかといえば、実は今回、NBC 防護服が配置になって、もし小樽市消防本部に要請があって泊村に出動するようなことがあった場合、消防本部としても非常に大変なことだというふうに思ったのですがこの質問のきっかけなのですけれども、本当にそういう場면을想定した場合に、例えば泊原発がどういう構造になっていて、どこが危険で、どういうことをすれば災害を防ぐための消防としての役割を果たすことができるのかという、そういう事前の、言ってみれば、原発の構造はこうなっているから、小樽市消防本部に来てもらったときには、こういう手助けをしてほしいといったものがあるのでしょうか。

○（消防）警防課長

泊原発の構造等についてでございますが、現在、当消防本部において詳しい構造等は承知いたしておりません。

ただ、実際に原発事故に関しての要請があるとするならば、先ほど答弁しましたように、後志管内の応援協定ということではなくて、もっと大きな北海道消防総合応援協定や、東日本大震災の際のような緊急消防援助隊といった大きな枠組みでの応援要請になるかと思っております。この場合、北海道では、札幌市消防局が総括本部となりますので、札幌市の指揮の下、小樽市消防本部ができる範囲内での活動をする形になるかと思っております。

○林下委員

あまり素人が余計な取り越し苦労をする必要はないとは思っておりますけれども、装備も現場の知識も十分ではない中で、作業に当たるとなったら非常に大変なことだということで、今回の事故では、東京電力の自衛消防隊というのがあるそうなのですが、この自衛消防隊がいち早く撤退してしまって、東京消防庁などから派遣された方たちが実際危険な目に遭って、帰ってきたときには東京都知事も涙を流して感激していましたけれども、本当にこんなことでもいいのかというのは、正直思いました。もしそういう要請があって、対応しなければならぬとすれば、法律的なことだとか、あるいは情報公開だとか、いろいろな面で不備なことがまだまだいっぱいあると思うのですが、ぜひそういうことも含めて消防本部としても対策をとっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（消防）総務課長

警防課長が答弁させていただきましたとおり、当然、泊原発で何かあった場合には、応援活動を想定しております。そういう中で、私ども、これから後志管内の 4 消防本部でいろいろな情報提供を行いまして、当然、岩内町や泊村も含めて、原子力発電所の構造ですとか、そういうものも勉強しながらやっていきたいと思っております。

また、活動に当たりましては、当然、消防隊員の安全が第一でございますので、安全管理に最重点を置いた上で応援活動に当たってまいりたいと考えております。

○林下委員

ぜひ安全第一で頑張ってくださいと思います。

◎子ども手当の制度変更について

次に、子ども手当について、今回の国会で、与野党の駆け引きがいろいろとあったようで、10月から実施をするという中で、非常に時間的に逼迫して、本当に間に合うのかという声が聞かれています。

小樽市としては、国の制度が変わって、当然、対応していかなければならないのしょうけれども、本当にこの10月から間に合うのかと心配しているのですけれども、いかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

子ども手当の制度変更に伴う支給事務の件だというふうに思いますけれども、10月から制度は変わるのですが、初回の支給については、来年 2 月になります。現在、10月に支給しようとしている部分というのは、これまでの法律に基づいた子ども手当を支給するというのでございます。ですから、10月以降の部分について、法律は出ているのですけれども、厚労省令などがまだ一部示されておりませんので、確かに事務的な手続についてはまだ見えないところがあります。ただ、2月の支給ですので、その間少し時間があるということと、今回は支給額の変更と、支給対象も若干変更があるのですが、所得制限がかかるなどの大きな部分では変更がございませんので、2月の支給に間に合うような形で事務は進められていくというふうに現在のところは考えております。

○林下委員

大体間に合わせなければならないということだと思っておりますけれども、小樽市としては、今回のシステム改修に伴う費用の問題などいろいろとあると思っておりますが、それらについては、もう既に国から何か指示があるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

具体的な部分として、今回のシステム改修に伴って、小樽市でどの程度費用がかかるのかにつきましては、代表質問のときにも答弁させていただいたのですけれども、まだ 2 月に向けて支給業務というのは進んでいませんので、費用的なところは、現時点ではわかりません。

ただ、国のほうでは、これまでの制度改定に関して、市町村での変更事務に係る経費については、国の負担ということで必要な経費をいただいていたという経過がありますので、今回の変更につきましても、所要の措置がされるというふうに聞いてございます。

○林下委員

本当にこうやってしょっちゅう国の制度が変わるということは、私たちとしても心苦しく、大変申しわけなく思っているのですけれども、国で費用を負担しようが、このことによってトラブルが起きたとか、間違いが起きたとかとすれば、実際にいろいろな責任が押しつけられることで大変迷惑がかかると思っておりますけれども、ぜひその点についてもお願いをしたいと思います。

◎夜間急病センターにおけるコンビニ受診の実態について

次に、夜間急病センターについて、昨日も、医師会の要請があったということで、場所や面積についてなど、いろいろな質問が出ていました。この間、夜間急病センターについては、いろいろな観点から議会でも議論がありま

したし、前山田勝磨市長は、市民要望を踏まえて、夜間急病センターの開設には医師会にも大変な御協力をいただいでこぎつけたとおっしゃっていたことを思い出すのですけれども、たまたま議員控え室に市民の方から電話がありまして、夜間急病センターに行ったら、なぜこの様な症状で来たのだと医師に怒られたというような話がありました。よくよく聞いたら、それは医師でなくても、私でも怒るようなケースでした。今、特に地方都市では、医師不足のせいもありますし、いろいろなことがあるのですけれども、コンビニ受診というのですか、そういうことを防ごうという市民的な運動ですとか、あるいは医師が、緊急性がない対応をしょっちゅう迫られるということになると、やはり疲弊してしまって、本来の業務ができなくなるという声もたくさんあると思うのです。

まずは、夜間急病センターで、受診の緊急性があまりないような、コンビニ受診のようなものがケースとしてあるのか、お聞きします。

○保健所長

小樽市夜間急病センターにおけるコンビニ受診の実態についての御質問だと思いますが、私も、夜間急病センターの諸問題につきましては、2年前に所長を拝命いたしましてから、いろいろと検討したり、あるいは統計をとったり調べたりしているところがございますが、結果として、コンビニ受診の実態を把握できるような資料が夜間急病センターにはございませんでした。やっと今年度あたりからいろいろと交渉がございまして、夜間急病センターにおけるコンビニ受診の実態ですとか、あるいは2次転送における諸問題ですとか、平たく言えば、夜間急病センターでその日起きたいろいろな出来事を記録していただけるように、やっとお願いが通り始めたところがございます。これから医師会側の御協力が得られれば、夜間急病センターで起きている出来事が記載されていくと思います。今までのところは、医師の頭の中にある記憶でしかお話ができませんでしたので、これからは記載を残していただけると思っておりますが、コンビニ受診というのは、今、委員がおっしゃったように、だれにとってコンビニなのかということで、同じことがコンビニ受診である、いや、それは切実な受診だということで、大変定義の難しい領域でございますので、すぐお答えできるような結果が出るのは難しいかと思いますが、夜間急病センターで実際に展開されている出来事について把握を進めていきたいと、考えているところでございます。

○林下委員

やはり非常に難しいことなのだろうというふうに思うのですけれども、夜間急病センターから2次救急に回されるケースというのは、どのくらいあるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

夜間急病センターから、2次救急として転送される件数についてですが、平成22年度の実績から申し上げますと、1年間で7,616名の患者がおりました。このうち、522名が2次救急として各病院に転送されている実態がございません。

○林下委員

今、お聞きした数字で言えば、救急というか、本当に命にかかわるようなものは、ごく少なかったというふうに理解できるのですけれども、現在の規模や機能が、夜間急病センターとしては適切だという判断をされているのでしょうか。

○保健所長

今の夜間急病センターの施設規模が適切であるかという御質問でございますが、私どもも医師会と前から話合いを進めておりますのは、今の夜間急病センターにもう一つ足さなければいけないものがある。それははっきり言えば、CTという検査機器がございまして、これは今、併設の済生会小樽病院のCTを使わせていただいているのが現状でございますので、新築に当たりましては、今の夜間急病センターの機能にCTという機能が足されなければいけないということは、双方で確認しているところでございます。

○林下委員

なぜそんなに規模や機能の話なのかといえば、こういう医師不足の時代に、医師会としてもいろいろな意味で非常に御協力していただいているわけで、やはりなかなか大変だというような実態にあると思うのです。例えば小児科ですとか、新型インフルエンザが流行するような状況ですとか、いろいろな背景はあると思うのですが、かつて夜間急病センターが設置された時代から見れば、いろいろな環境の変化も起きているのではないかというふうに思うのです。この間、偶然ラジオで、検索症という病気があるのだというふうに医師がコメントしていました。検索症というのは、パソコンの検索を意味するそうなのですが、例えば医師が問診したときに、極端に言えば、実は私、がんなのですと。何でそうなのですかと言ったら、医師がどんどん聞けば聞くほど、本当かというくらい全部本人が検索をして、なぜであっても、どんどん検索をしていけば、そういう病気に当てはまるとか。だから、結構夜間急病センターに来る人も、千差万別だと思うのですが、もう自分で思い込んで、これはどうしてもすぐに行かなければという人から、これならもう大丈夫だというような、そういう背景もあるものですから、夜間急病センターの利用実態というのは、どんどん増えているのか、それとも減ってきているのでしょうか。

○（保健）保健総務課長

夜間急病センターにおける受診者数そのものにつきましては、年々減少している傾向にあります。この減少しているということにつきましても、直接の原因といったものについては究明している状況にはまだございませんが、確かにそういった思い込みで来る患者はいるかもしれませんけれども、そういったものを防止して、また医師の疲弊を防ぐためにも、コンビニ受診につながるということがないように、各種方法を通じて啓発していきたいと考えています。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 01 分

再開 午後 3 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

一新小樽。

○吹田委員

◎小樽市の旅費の取扱いについて

私のほうからは、4 点ほどありますけれども、初めに旅費の問題につきましてお聞きしたいと思います。

私は、基本的には日当以外は実費精算がいいと思っているのですが、先日の御答弁で、規定で支払うものはそのまま支払いますということは、そういうときの旅費の差額は今後も御本人に支払うということで理解してよろしいですか。

○（総務）職員課長

先般、一般質問で市長が答弁したのは、簡単に言えばそういう理屈にはなるのですが、私ども市の旅費条例なり規則で決められている日当及び宿泊料は定額で支給していますので、そういった範囲内で旅費を支給するという考えでございます。

○吹田委員

ということは、これについては見直ししないという形で最終的に確認していいですか。

○（総務）職員課長

我々も、旅費につきましては、これまで細かいものを含めましてさまざまな見直しをしてきておりますので、この日当なり宿泊費を定額で出しているものにつきましては、今のところ、見直しする予定はございません。

○吹田委員

今回の質問の中で、旅費の一部をほかの関係する団体で負担しているということがありました。今日話を聞いたら、全額の場合もあるということなのですけれども、こういう特別な形の場合には、どのような書類を、どこどここの部署がやり取りをして、最終的に会計課に提出するのかというような、この辺の流れについてと、また、出張する方々の部署があると思うのですが、最終的な決裁は、その部署の部長が決裁をしているのか、普通は順番からいって、三つぐらい判を押されると思うのですけれども、これにつきましては、どのようになっていますか。

○（総務）職員課長

今、吹田委員がおっしゃった、外部の団体から旅費を支給されて市の職員が出張する場合の取扱いにつきましては、それぞれの課で判断されて、基本的には出張する者の職によりまして、課長が行けば部長に決裁したり、専決の規定に従ってやられているかと思います。

ただ、流れとしましては、旅費の支給をする段階で、いわゆる規定の旅費とは違う旅費を支給することになりますので、そういう場合は、各団体から支給される旅費と市から本来支給されるべき旅費を比べまして、その差額が生じた場合は、市からその差額を支給する、その団体から支給される金額については支払いしないという形で取り扱ってございます。

○吹田委員

書類的には、どのように取扱いされているのか。恐らく起案はとられているという話もありますけれども、この辺についてはどうなのでしょう。

○（総務）職員課長

一般質問でも簡単に説明したところなのですが、そういった場合につきましては、各原課のほうで起案文書を起こしまして、これだけの金額を支給するのだけれども、外部団体からは、残りの、例えば宿泊費なり交通費なりが支給されるので、市としては日当部分だけを支払いますという起案が、職員課のほうに回ってきまして、私まで決裁をして、それを会計課のほうに回して、決裁が終わった段階で各原課が支出調書をつくって旅費を支給しているという流れになります。

○吹田委員

今回、御答弁いただいたのですけれども、私は市長が出席すると思っていたのですが、市長が出席していないのですけれども、この答弁書というのは、どなたがつくられたのかと思うのです。

私は、答弁書をつくった方が、旅費の支給については一部こういうものがありますとはっきり書いていただいているので、それはその方が確認したと思っています。一つでもいいから、固有名詞で知りたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

市長の答弁の中でありましてというのは、文章は私のほうでつくってございまして、私の経験の中でそういうものもあるということで書かせていただいたのが実態でございます。

それと、外部団体に補助金が支給されて、その団体から旅費を支給されて市の職員が出張している事例につきましては、そもそもその補助金が支給されている団体というのを、私どものほうでは押さえてございませぬので、その部分については財政課長から答えさせていただきたいと思っております。

○（財政）財政課長

団体に対する補助金といいますのは、例えば実行委員会などがございまして、単年度事業に対する補助ですとか、

各種団体に対する運営費補助ですとか、さまざまな形態がございますけれども、委員が言われているような、旅費の一部を補助対象経費に含むような運営費補助を行っている団体の主なものについて一例として申し上げますと、一つは社団法人小樽物産協会、それからもう一つは社団法人小樽観光協会ということになるかと思います。

○吹田委員

財政課長から御説明がありましたけれども、この二つの団体には通常、年間どのぐらいの補助が行われているのですか。

○（財政）財政課長

小樽物産協会への補助金につきましては、平成22年度決算額、23年度予算額ともに330万円、それから小樽観光協会につきましては、22年度決算額は750万円で、23年度予算額が760万円となっております。

○吹田委員

旅費のことについては、もう少し詳しく知りたいと考えていますので、この要望については、先日、市長がいろいろなことについて調べていただけるということでしたから、ぜひそのようにお願いしたいと思っています。

◎医療過誤相談と医療請求について

続きまして、国保の医療費の問題なのですが、国保の医療点数、診療報酬の関係で質問するのですが、先日あったのですが、おばあさんがひざに水がたまり、病院に行って治療してもらったのだけれども、ますますひどくなって、札幌の病院へ行ったら、これはちょっとあまりにもひどいと言われたと。なぜかという、針を刺すところを間違えてしまって、逆に炎症になってしまったと。これはだれがやったのだという話になりまして、そういう状況があるのだけれども、きちんと治療してもらったことについて医療費を支払うのは当然の話です。だから、旅費についても、かかるものはかかりますというのは、当たり前の話です。ただ、この場合は、小樽で支払って、札幌でも支払って、両方とも支払っているのです。これは何なのかと私は思うのです。そもそも国保では、そういう場合の診療報酬の支払いについてどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

御本人が納得いかない診療行為に対しても、国保からの医療費が支払われるのかという御質問かと思いますが、通常の保険医療機関への支払いでございますけれども、簡単に流れを説明申し上げますと、まず医療機関から国保連合会のほうへ診療報酬明細書、いわゆるレセプトというものが提出されまして、国保連合会のほうでレセプトの審査を行います。その後、問題ないものにつきましては、国保連合会で医療機関のほうに立替払をいたしまして、その後、レセプトが小樽市へ送られてきますので、小樽市が国保連合会へ支払うという仕組みになってございます。

ただ、その過程で行われております国保連合会の審査ですけれども、これは審査委員会というものが設置されまして、療養担当規則などに基づいて請求がされているのかという部分から、主に技術的な部分での審査が行われております。

その内容は、御本人が納得のいく診療かどうか、また誤った診療内容かどうかにつきましては、レセプトではそこまで判別はできませんし、またそこまで審査するような仕組みになってございませぬので、その部分につきましては、国保連合会のほうで立替えをして、その後、小樽市から通常どおり国保連合会へ支払われるということになるかと思います。

○吹田委員

ですから、きちんとしたものについて支払うのは当然の話でございますから、ただ言えることは、こういうふうな例というのは、今までもさまざまあると思うのですけれども、患者が気軽に「こういう状況になっているのだけれども」ということを相談する窓口がないと困るなど。確かに、受診した医療機関に何だかんだと万が一言ったとすると、話が合いませんから。そうしたら、どこか別の病院で受診した人に、その病院で証明を出してくれるかどうかという話になりますよね。そのときには、法律問題になりますけれども。私は、市民の健康を守る上でも、

また患者は医療費を支払うわけですから、必要のないものを払うのはまずいので、今後どのようにしていくかが大事なことだと思ったのですけれども、医療費を支払うためのお金を市民から預かっている皆さんですから、今後いい方法はないのだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

医療に対する相談の窓口を、北海道のほうでも設置してございまして、保健福祉部の中に医療安全支援センターというものを設置してございます。診療内容がわからなくて不安であるとか、診療内容について医師に説明を求めたけれども、なかなか納得できる説明がないですとか、そういった部分について、中立的な立場から患者と医療機関の仲立ちをするということで相談を受けているところでございます。

ただ、その診療内容につきまして、医療過誤かどうかといった判断まではそのセンターでは行わないということでございます。本当に必要な医療であるか、また正しい医療行為だったかということにつきましての最終的な判断というのは、司法の判断を待つしかないかと私は考えております。

○吹田委員

今、そういった相談を患者から受けるところもあるということなのですが、このことについて、市のほうできちんと市民が理解できるような形で広報活動は行っているのでしょうか。確かに、道にはそういう窓口がありますけれども、市民が身近に感じる機会はなかなかないような気がするのですが、この辺のところについては、どのような取扱いになっていますか。

○医療保険部長

例えば患者が納得のいかない治療があった場合に、今答弁しましたとおり、北海道にはそういった相談窓口がありますし、医療関係であれば、小樽市保健所も一応はそういった窓口にはなっておりますけれども、国保の運営側としては、いわゆる多重受診ですとか頻回受診、あるいは病院側が、いわゆる不正請求ということで水増しや不必要な検査をしていないかといったことを、いわゆる国保連ですとか、あるいは国保のレセプト点検員が日常的にチェックしてございまして、それが差戻しということになると、保険医療機関も、うかつなことはできないということで、牽制というふうな形になります。

ただ、なかなか一般の方が、歯科や整形外科へ行って、治療行為に納得がいかないのだけれども、どうしたらいいかという場合に、すぐに相談窓口を思い浮かべるとするのは困難だとは思いますが、とりあえず市役所の、一般的な相談窓口のほうに御相談いただいて、そこで適正な部署なり関係機関を御紹介するというような仕組みはないかと、今は考えております。

○吹田委員

市の一般的な窓口にこういうことで行きましたら、最初にどこへ案内されるのですか。

○保健所長

医療機関におけるいろいろなトラブルですとか、そういった御相談は、保健所のほうにもかなりたくさん来てございますので、保健所では、どのような医療に関する相談も受けてございます。

ただ、それにお答えするときは、今、医療保険部長が答弁しましたように、私どもは医療訴訟の窓口ではございませんので、医療訴訟をお考えの方には医療訴訟の窓口をお伝えいたしますし、あるいは私どもが実際に医療機関に出向くべき違法な行為が疑われることがありましたら、当然出向きますし、その相談の事例によりまして、対応はそれぞれ適切に行っているところでございます。

○吹田委員

保健所でも相談を受けているということですが、医療の直接的なものについては、保健所で相談を受けるといったことを、広報でしっかりと市民に認識していただくことはできるのですか。

○保健所長

特別、医療についての御相談は保健所へという積極的な周知はしてございませんが、実は各病院のほうにも、そういった患者様の相談窓口がございまして、私ども保健所に相談される件数を考えますと、実際はそれぞれの医療機関の窓口でもかなりの人数の方々が御相談されているのではないかと推察しております。実態把握の資料がございませんので、実態はちょっと申し上げかねますが、現状では、それぞれの病院、診療所でも患者様の御相談にはこたえているし、あるいは患者様が別な医療機関に行って、前医での診療について、セカンドオピニオンという形で意見を聞くといったようなことも、現在は行われておりますので、そういったさまざまな機関がさまざまな形で市民の方の相談を受けているというのが現状でございます。

○吹田委員

こういうことが起こることが望ましいなんていうことはあり得ないわけですから。ただ、言えることは、高齢の方々はほとんど国保ですから、やはり診療報酬について必要ないものは支払わないと、こういう立場をやはりどのようにしてやるかということにあるわけですから、その辺のところはもう少し踏まえて進めていただきたいと思えます。

◎介護職員の処遇改善について

次に、介護保険の関係なのですが、今、介護保険では、介護職員の処遇改善に向けた動きがあるのですが、この内容について基本的な部分をお聞きしたいと思います。

○（医療保険）主幹

介護職員の処遇改善の関係なのですが、ただいま国では、平成21年10月から、介護職員の処遇改善交付金ということで、職員の賃金を改善するための制度を設けておりまして、厚生労働省の調査では、その賃金改善の結果、処遇改善交付金を取り入れる前と比較して月額1万5,000円ほど改善されているという報告がなされています。

○吹田委員

交付金が出ているということなのですが、働いている方々にきちんとはね返っているかについては、どのような形でチェックされていますか。

○（医療保険）主幹

その交付金がきちんと介護労働者に支払われているのかという御質問と思えますけれども、この処遇改善交付金の仕組みですが、北海道のほうで所管しておりまして、その実施要綱の中で、交付金を賃金改善以外の費用に充ててはならない、それから交付金により賃金改善を図っても、別な手当を減額するようなことをしてはならないというふうな義務づけられております。

また、後志総合振興局のチェック方法についても確認しましたが、実際の事業所の実施指導の際に、賃金台帳などを確認しまして、事前に提出された処遇改善計画書どおりの支給が行われているかチェックしているということです。

○吹田委員

今、北海道では非常にしっかりとチェックしているというような言い方をされましたけれども、全国的には、介護というのは、頭数さえいればいいのだという論法で動いておりますよね。例えば生命保険のセールスの方々というのは、年間50万人が勤めて50万人ぐらいがやめるという世界なのですけれども、介護職員についても非常に異動が早い。処遇が少しでもよければ、すぐに移ってしまうので、施設に入所して介護を受ける人たちにとっては常に職員が変わることになる。だから処遇をするために何か一生懸命にやろうなんていう状況にはなっていないというのが現実でございまして、やはり行政側としてこの辺の動きについてはしっかりと見ていらっしゃるのかと思うのですが、小樽市内ではどのような感じになっているのか、実態を把握していますか。

○（医療保険）主幹

介護職員の定着率が低く、定着していないのではないかと御質問かと思ます。

その問題は、制度全体の問題ということもありまして、国のほうでも対策を講じております。

一つは、平成22年10月以降の処遇改善交付金につきましては、従来よりも条件を厳しくしまして、職員の能力や資格、経験に応じた給与体系の見直しですとか、あとは資格の取得促進といった定着対策を処遇改善計画に求めることを義務づけております。そういったものを盛り込まなければ、交付金が2割減額されるというふうに改めております。

もう一つは、介護報酬面で、サービス提供体制強化加算といいまして、その事業所の経験3年以上の職員が事業所全体の3割以上占める、長く勤めている職員が多い事業所については、報酬の加算を行うことができるようになっております。

このような施策を行っている結果から、介護労働安定センターによる全国調査なのですが、平成19年度の介護職の離職率が21.6パーセントから、直近の平成22年度の調査では17.8パーセントに改善しております。全産業との比較ですけれども、平成19年度は全産業よりも6.2パーセント高かったのですが、直近の22年度では、それが3.3パーセントに改善しておりますので、そういうような施策が一定程度効果を出しているというふうに受け止めております。

○吹田委員

介護については、今後もますます底辺が広がると思っていて、やはりいい待遇をしないでいい仕事をしていただくなどということはありませんと思うのです。私としては市の職員の給与も2割カットと思っているのですが、皆さんの士気を維持するためには、そんなにカットしたら仕事にならないのではないかと感じているのです。やはり介護職の方々は大変な仕事をされているながら、物すごく低い給与で働かれていますので、公的なお金を使ってやっていただいていますから、その辺については、事業者にしっかりとやっていただけるような指導も含めて、介護保険の担当部署にはお願いしたいと思います。答弁は要りません。

◎政治資金規制法違反事件について

続きまして、先日、今回の政治資金規正法違反事件の関係で、カンパについては職員個人的意思で対応している部分があるので、個々の理由については承知しておりませんというふうに御答弁いただいているのです。承知していないのはいいのかもしれないですが、問題は、これからこういうふうにならないようにするためにはどうするかといったら、原因がはっきりしていなければだめなのですね。今日は市長がいらっしゃらないので、総務部長の担当ですか。私は、原因をつかまないと何を解決するのかと思うのです。今後どうするのかという問題があるのですけれども、今回の御答弁についてはそういうことです。個人のことはわからないと言っていますけれども、個人が困っているから私は言っているだけの話であって、私としては、そう思っているのですが、いかがですか。

○総務部次長

今の吹田委員の御質問は、カンパや寄付の理由といいますか、その原因を調べないのかということによろしいでしょうか。

これにつきましては、まず基本的には、報告書の中にもありますけれども、議員の皆さんの自由な政治的活動として保障されているものがございます。ただ、今回の事件の場合は、その働きかけの時期や場所ですとか、職員の政治的信条の自由から見て問題となるケースがあったのではないかと考えられるという形で述べられております。

それで、私ども、今回の事件で、再発防止に向けたアンケートも含めて、実態としてカンパ等も多く職員が実際に応じたということについては把握してございます。

ただ、その理由については、それぞれの職員にも政治的なものについての思想・信条の自由もございますので、それがわからなければ再発防止につながらないということではなくて、問題は、今回起きた、いわゆる外的な要因

を取り除くといえますか、そういうことが再発防止につながると考えております。

今回の意見の中にもありましたように、まずは議会の皆様にも、この働きかけについては十分考えていただきたくということで御提言もありましたし、また私どもも受動的な立場ではありますが、表裏一体の関係で、職員としても、今後どういう対応をするのかということ、再発防止策の中で明らかにすることが再発防止につながると考えておりますので、今、吹田委員がおっしゃった、理由がわからなければ再発防止につながらないというふうには考えてはございません。

○吹田委員

私は、先日の質問の中で、土壌という言い方をしたのです。底辺がどんな感じになっていて、動きになっているのかと思うのです。だから、そういうことをやはりきちんと踏まえないでいくわけにはいかないし、個人的な政治活動というのは、何も問題はないと思います。ただ、私は、仕事をする中でどうなるのかだけを考えていますので。今回たまたまかもしれないけれども、仕事時間中にこうなってしまったと。それはそういう土壌があるからそうになっているのだと、私は考えていまして、それは仕事とは別だとなっていれば、こういう問題は起きなかったと思うのです。やはりそういうところをしっかりとらえないと、この問題は解決しないのではないかと思います。

市長は以前に収入役をされておられたので、市に直接的な部分でかかわっておられる部分があって、市長は厳格だから、きちんと情報を流して、こういうふうにするということを説明して、よく理解してもらってから、政策を行うと思うのです。私としては、第三者委員会が出したから、それでいいという話ではないと思うのです。やはり第三者委員会は、第三者の立場で見えているわけですから、私は、やはり現場の方が、我々は今回の事件のようにならないようにするためには、こういうふうにするのだというのが必要だと思うのです。これからまたしっかりしたものが出てくると思うのですが、今後の取組については、どのようにとらえているのでしょうか。

○総務部長

今後の取組ということで、先般の調査特別委員会の中でも答弁させていただきましたが、私どもとしては、先日、いわゆる外部委員会のほうから提出いただきました調査報告書を踏まえ、この月末のうちには、市として考えられる再発防止策の素案というものを作成したいというふうに思います。

その後、10月になりますけれども、議会の中で御審議いただきまして、議会からの御提言なども、その再発防止策の素案に組み入れることによって最終的に市としての再発防止策を策定し、私どもとしては二度とこういった事態が起こらないようさまざまな取組を展開していきたいと考えているところでございます。

○吹田委員

このことについては、今、議会に調査特別委員会がございますので、そちらのほうでもっと中身を調査していただきたいと思うのです。

私も、議員という立場になって8年になるのですがけれども、やはり私は仕事と人間関係というもののめり張りをつけるという必要を感じていて、さまざま市の方にお話をしますし、そういう中でやはりこの基本的な部分、人として仕事をしなければならない中で、そういうところをきちんとめり張りをつけるというか、そうすることが私は大事だと思っているのですがけれども。そういうことを踏まえた形でこれからの調査特別委員会をやっていただければと。

それともう一つ、国の強権的なもので、処罰などをするというのですがけれども、実を言うと、局長通知、次官通知といいますけれども、通知というのは、憲法ではなくて、勝手に自分が出したもののなのです。ですから、私にすれば、絶対に守らなければ逮捕されるということにはならないのです。だから、そういう面では、必要なことは各とこで考えて行く。最終的に憲法に違反するものはだめだということです。私はこの罰則についてもやろうと思えばできなくはないと考えています。答弁はいりませんから、今日の質問を終わりたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。
病院局長が入室されますので、少々お待ちください。

（病院局長入室）

質疑を続行します。共産党。

○川畑委員

◎市立病院の 2 次救急病院としての対応について

早速質問させていただきますが、その前に、病院局の並木局長、わざわざ御足労ありがとうございます。

それでは、最初に市立病院の 2 次救急病院としての対応について質問させていただきます。

この質問の前に、消防本部に救急車の出動について伺いたいと思います。

小樽から管外に搬送するケースで、その人数は、年間どのくらいあるのでしょうか。

○（消防）警防課長

昨年、平成 22 年 1 年間の管外救急搬送人員でございますが、514 人となっております。

○川畑委員

年間 514 人ということになりますと、月平均にしますと、42 人ないし 43 人ぐらいの人数になると思います。

それで、全救急搬送人員に占める管外救急搬送の割合について教えていただけますか。

○（消防）警防課長

昨年 1 年間の救急搬送人員は 5,492 人で、管外搬送人員が、先ほど 514 人と申しましたので、割合につきましては、9.4 パーセントとなります。

○川畑委員

9.4 パーセントということになれば、私から見ると、大体救急車には患者が複数、たくさん乗るということはめったにないと思うのです。大体 1 人、多くて 2 人かということだと思うのです。そうなると、救急車が走れば、10 回に 1 度は管外搬送になると思っております。事故など、3 次救急の場合であれば、管外、特に札幌への搬送はしようがないだろうと思うのです。また、銭函地区であれば、小樽の病院に来るよりも手稲の溪仁会病院などのほうが近いこともあって、そちらに行くのはやむを得ないというふうに思います。ただ、やはり、この救急搬送があるということは、市内の病院で対処しきれていないのではないかと思うわけです。小樽のこの地域というのは、札幌近郊ということもあって、管外搬送が多いことになるのかと、私はそういうふうに受け止めています。

それで、質問したいのですが、小樽市内にある主な 2 次救急病院を教えてくださいませんか。

○（保健所）保健総務課長

市内におけます 2 次救急の医療機関としては、市立病院、市立医療センター、協会病院、済生会小樽病院、掖済会病院、札幌病院の 6 病院を指定しております。

○川畑委員

今、前段でいろいろと聞いたのは、実は小樽市内のある医師から、8 月の休日に起きた話を伺いました。3 人の入院を必要とする患者が発生したそうであります。休日ですから救急だったのだと思います。もちろん 1 次救急ということで受け付けて、2 次救急のほうに回そうと思ったわけですが、何件か病院に伺ったところ、お断りされた。理由の一つとして、消化器内科だから受け入れられないと、また別の病院では、当直を頼まれたパート医師のために入院させる判断がつかないという返事が来たそうです。もう一つ、これははっきり病院名を言わせていただきますけれども、市立小樽病院なのですが、高齢者の肺炎は診られないということで断られたそうです。非常に残念な結果だと思うのですが、結果的に小樽市内の病院に入院させることができずに、札幌の病院に入院させ

たという話を伺いました。

その話を聞いたときに、めったにないことなのかと思ひまして、これは特別なことではないのですかと伺ったところ、決して特別なことではないと、毎日とは言いませんけれども、ちょくちょくあることなのだという話でありました。

そこで伺いたいのですが、小樽市民が市内の病院でなぜ診てもらえないのか、そのことを教えていただきたいと思ひます。

○保健所長

今のような具体的な事例がちょくちょくあるかどうかということは、大変大きな問題でございますけれども、夜間急病センターから 2 次救急に転送となった症例を、1 年間調べたことがございますが、そのときは、小樽市内の、オンコールをかけると申しますが、救急指定の医療機関に搬送された件数のほうが圧倒的に多くございました。夜間急病センターを利用される方の中では、小児科の患者もかなり多いわけでございますけれども、小児科の場合には、市内ではなく手稲溪仁会病院若しくはコドモックルといった専門病院にいち早く送るということを、医療機関が選択する場合もございます。

そして、今、委員がおっしゃったような事例がちょくちょく起きているということになりますと、これは大問題でございます。今まさに 2 次救急体制をどう組んでいくのかと、夜間急病センターで一体どういうことが毎日起きて、繰り返されているのかと、その実態がしっかりと記述されたものを前にして議論しなければならないということ、先ほどの林下委員の御質問でも、答弁しましたけれども、とにかく夜間急病センターの話になりますと、その方の記憶だけが語られて、それが 10 年前の出来事なのか、20 年前の出来事なのか、昨日の出来事なのか、いつの出来事なのか、あるいはちょくちょくというのは、2 回をいうのか、3 回をいうのか、何回をいうのか、そういったことが全く抜きにして語られてきていることは、保健所長としてはあまり科学的ではないと思っております。やはり夜間急病センターの 2 次救急問題につきましては、どういう問題が具体的に日々展開されているのか、その記述がまず達成されることが一番だと思ひ、その準備に今、奮闘している最中でございますので、委員がおっしゃったその疑念につきましては、今後、詳細が明らかになりました時点で報告させていただきたいと思っております。

○川畑委員

今、保健所長のおっしゃっているのは、夜間急病センターについてですが、要するに私が言っているのは日中の休日診療のことです。ですから、当番病院に患者が行って、その病院の医師が、2 次救急の医療機関に入院の手配をお願いしたときに、こういうことが起きたということです。ですから、その辺は混同しないようにしていただきたいと思ひます。

○保健所長

休日診療につきましても、保健所の所管でございますので、あわせて私どもが管理しなければならないことでございます。

○川畑委員

◎休日診療体制について

次に、最近では医療も専門化しているので、内科といっても、例えば消化器科ですとか、循環器科ですとか、呼吸器科ですとか、いろいろと専門科に分かれているというふうに聞いております。

先ほど言った高齢者の方が肺炎などを起こした場合、2 次救急病院で診療できる内科のある病院は、小樽にももちろんあると思うのですが、その点はいかがでしょうか。要するに、消化器内科だから診られないということがあったので、2 次救急診療を受けられる体制が小樽市内の病院にあるのかどうかを確認したいのですが。

○保健所長

高齢者の肺炎を診察する医療機関が小樽にはあるかないかという御質問かと思いましたが、まず呼吸器の専門医は、協会病院に 2 名おります。それから、長橋のほうに診療所で呼吸器内科を標榜する専門医がおります。そのほかに、内科を標榜している病院がございます。それから、高齢者の肺炎といった場合にですが、高齢者の肺炎を医師が診ることができるかできないかという疑問となりますと、医師の国家資格は、すべての科について診療することを許された資格でございますので、高齢者の肺炎を診ることができない医師というのは、基本的にはないわけでございますが、呼吸器を専門にした医師のほうに御相談に来ることは多くなると思いますが、協会病院の 2 名の呼吸器の専門医のみで小樽市の高齢者の肺炎をすべて診ているとはとても思えませんので、それぞれの病院で互いに相談する中で治療が繰り広げられているというのが現状だというふうに私は認識しております。

○川畑委員

何か私の質問がまずいのでしょうかね。今、休日診療のことを前提に話しているのですが、平日の場合は、そういう個人病院などがたくさんあると思うのですが、そのことで私は聞いているので、誤解されないように思っているのですが。

○保健所長

それでは、休日診療に限ってのお話ということでございますね。

○川畑委員

はい。

○保健所長

では、休日診療の際に、高齢者の肺炎が発生した場合に、小樽市のどの医療機関でその治療をするのかということになるのです。繰り返しになりますが、休日診療のときに発生した高齢者の肺炎を 100 パーセント、協会病院の呼吸器内科の 2 人で診るということになりませんので、現状といたしましては同じでございますが、休日診療の際に診察した高齢者の肺炎につきましても、各医療機関が相互に協力しながら診療しているというのが、現状というふうに認識しております。

○委員長

委員長として、議事整理を行います。

先ほど川畑委員から質問がありました、高齢者の肺炎について診られないというふうな対応したのは、市立小樽病院だということで指摘があったわけですから、並木局長が出席されているので、その辺の事情は小樽病院のほうからお願いします。

○（樽病）事務室長

委員のほうから、小樽病院では高齢者の肺炎が診られないというお話がありましたけれども、確かに、今、小樽病院には呼吸器科の常勤医がおりませんので、仮に 1 次救急のところは 2 次となりますと、当然入院が必要な重篤な患者である場合には、現時点では常勤医がいない中で、小樽病院での対応はやはり難しいと考えております。

○川畑委員

要するに、呼吸器科の医師がいなければ、入院を受け入れることはできないという実情があるということなのですね。

そこで、並木局長に伺いたいのですが、今の小樽の状況を見ますと、かなり高齢化社会になってきていると思うのです。こういう中で、肺炎患者も増えると思うわけで、高齢者にとって肺炎は命取りになることもあるかと思えます。当然、2 次救急にも高齢者の一般内科が必要だというふうに考えるのですけれども、小樽病院としてどういう救急の対応を考えているのか、お知らせください。

○病院局長

高齢者の肺炎のお話がありましたけれども、実際に患者がどういう状態で、どういうふうに連絡されたかというのを聞かないと十分な答弁はできないのですけれども、今、消化器科を診られる医師は 6 人ぐらいいるのですが、ある程度年配というか、ベテランの医師と若い医師とでは違うわけです。ベテランの医師でしたら、そういう対応ができるのですけれども、若い医師は、今みたいな形で診られないと言うかもしれません。小樽病院の場合は、もしも、重症になった場合は麻酔科の ICU で診るということになっておりますので、そういう患者はきちんと受入れます。ですから、その相手先からその患者がどういう状態なのか、正しい情報があれば対応できるのではないかと、いうふうに思います。

何事も両方の話を聞かないと正しい状況がわからないのです。そういうことで、今、秋野所長が答弁されましたけれども、きちんと記録用紙というものをつくって対応していかなければならないと思いますし、職員は、我々の置かれている立場というのは十分理解しております。最大限の努力をしていきたいということはみんな理解していますけれども、何せもうみんな限界ぎりぎり働いているのです。今朝、そういう職員たちと会いましたけれども、局長、これ以上はちょっと無理だということですよね。それは無理だけれども、どうしたらいいのかということ、今、当直 2 人体制にするなど検討してほしいと。新市立病院になりますと、そういう形にいたしますけれども、今のところは 30 人ぐらいの人が、当直 2 人体制では物すごく負担がかかってくるのです。だけれども、その中でも内科の輪番制とうまく合わせた 2 人体制ができないとか、そういうことを今は考えておりますし、この輪番制も 8 月からできたばかりなのです。ですから、これからできるだけ円滑にしていきますけれども、これは小樽病院だけではなくて、小樽市全体の問題でございますので、やはりいろいろな問題が起きたら、救急をやっている医師全体で話し合う、一例一例どうしてそうなったのだという、そういう対応ができるわけです。いろいろうわさだけですと、いつも悪者にされるのは小樽病院なのですよ、実際調べると、そうではないみたいな。まだ時間、いいですか。

○委員長

いいです。

○病院局長

一昨日も輪番でそういうことがございました。そのときの担当の医師は、下血の治療が終わって、そうしたらまた吐血の患者が入ってきて、その患者の状態が悪いと。そのときに夜間急病センターから電話が来るわけです。そうしたら、受け入れられないわけです。そういう場合は、そちらのほうで治療してもらって、朝なら受け入れられるですとか、医師同士で話し合いをしているのですけれども、それが受入れを断ったというようなことで広がっているのです。

ぜひ私は、秋野所長が言っていますけれども、そういう症例の一例一例をきちんと分析していただいて、問題点を把握していただきたいと思っております。

○川畑委員

8 月からの輪番制も検討していくということなのですね。要するに、言わんとしているのは、患者をわざわざ札幌まで運ばなくても、小樽で治療できるような体制をぜひつくってほしいということなのです。

◎新市立病院における高齢者救急患者対策について

もう一つ、新市立病院が建設されるに当たって、後志管内の中核病院としての役割を果たすわけです。そんな中で、ヘリポートの建設も予定しているという話を聞きました。ヘリポートとなると、恐らく脳神経外科ですとか、心臓病ですとか、外科的なものを中心になるというふうに私は受止めました。

ただ、新市立病院で 2 次救急の対応は、脳神経外科や心臓病だけではなく、先ほど言ったように、高齢者の肺炎ですとか、そういうものの対策をどのように考えているのか、構想がありましたらお聞かせください。

○病院局長

新市立病院になりますと、もちろんヘリポートもできますし、1階に救急処置室もつくります。ICUといって重症患者を扱う部屋もつくりますので、そういう意味では重症患者を扱うような体制にしていきます。

それも2次の患者ですから、高齢だろうが2次救急として必要な患者はやはり受け入れなければならないと思います。かかってくる電話の中には、2次救急の患者でないような者もいるのです。ただ自分のところにいたら心配だから、小樽病院に入院させてほしいですとか、朝まで点滴をすればいいものをとにかく断ったとか、そういういろいろなことがあるのです。ですけれども、新市立病院ができれば、やはりそういう救命等、重症患者を扱えるのは新市立病院にしかございませんので、その辺の体制をできるだけ整備したいと思いますし、そのときには2人体制の当直体制ですとか、いろいろなことを考えていきたいと思っております。

○川畑委員

並木局長、どうもありがとうございました。

後志地区の地域医療とともに、小樽の将来的な問題として高齢者の問題もあるので、人命を守るという立場で、今後も御努力のほどよろしく願いいたします。

○病院局長

はい。

○委員長

並木局長に対してはよろしいですか。

○川畑委員

はい、よろしいです。どうもありがとうございました。

◎伊藤整文学碑の周辺整備について

それでは、次に、伊藤整文学碑の周辺整備の問題について質問したいと思います。

前回の第2回定例会の一般質問においても、質問いたしました。約500平方メートルの土地を市が購入して、その敷地にあずまやですとかベンチ、解説板などを設置するとともに、周辺に植栽などが施されておりますと。これまで市立小樽文学館が維持・管理しておりまして、定期的に清掃などを行っておりましたが、敷地周辺の個人所有地にイタドリが茂りまして、一部眺望を損ねているところもありますので、所有者の理解を得て、今後、除草などを行い、環境整備に努めたいという御答弁でした。

その後、私も近くにいるものですから、文学碑に通じる道路及び文学碑の周辺のイタドリなどの雑草が刈り取られたのを確認しましたので、それについては感謝しています。ありがとうございました。

ただ、私の手帳で見ますと、7月28日に、国道5号に面したのり面に文学碑に通ずる舗道があるのですが、その雑草も刈り取られたのですけれども、そこを通ってみると、木がもう伸びていまして、周りの道路では雑草をとっているのですが、トンネル状態になっているのです。そんなこともあって、こののり面の除草はどこの部署がやられたのか、わかれば教えてほしいのです。

○（教育）文学館副館長

今、委員がおっしゃった国道5号に面したのり面の舗道の除草ですが、この部分は我々の管轄ではございませんので、建設部に調べていただいたのですけれども、今回は国のほうで除草をしてくれたということでした。

○川畑委員

今回、国でやってくれたということは、来年も国でやってもらえるのかどうか、私もそのことを期待しているのですが、その辺はまだ確認はとれませんか。

○（教育）文学館副館長

今年は、たまたま予算が何かちょっと余っていたのでやってくださったというふうには聞いておりますけれども、

その辺について、正確に確認しているわけではございません。来年のことについては、まだ確認しておりません。

○川畑委員

伊藤整文学碑というのは、狭くて小さいところなのです。だから、雑草が生えるとどうも貧弱になってしまうのです。だから、もし機会があれば、来年もぜひやっていただくようにお話ししていただきたいと思います。

もう一つ質問なのですが、所有者に了解を得て雑草をとっているのでしょうか。もし、所有者の了解を得ているのであれば、アカシアの木を一部切ってもらわないとせっかくの積丹半島が見えないのです。塩谷漁港のほうは見えるのですけれども、左手の夕日が沈む一番きれいなところが木の陰になって見えない状態にあるので、その辺についてはいかがでしょうか。

○（教育）文学館副館長

伊藤整文学碑が設置されたときに、隣接した個人所有の土地の部分のことですけれども、その所有者の平成 5 年に移転された当時の住所、電話番号は表示しておりましたので訪ねてみたのですけれども、連絡をとることはできませんでした。雑草でございますので、無断ではございましたけれども、我々職員のほうでイタドリなどは除草いたしました。ただし、樹木となりますと、何かあえて植えたようなものとは思えませんでしたけれども、それはさすがに所有者に無断で伐採するわけにはいきませんので、今、まだ調べておりますけれども、もし所有者が御健在であったとしてもかなり御高齢だと思われるので、御家族、御親族を含めて、その連絡先、連絡方法を調べているところでございます。

○川畑委員

確かに、文学碑に名前が載っているその方だろうと思うのです。ですから、生きておられても、ほとんど耳が聞こえないような状況だろうと思うのです。ぜひ身内の方に了解を得て、木の一部を切っていただけるような手配を改めてお願いしたいと思います。

◎町会の集会施設について

それでは、次の質問に移ります。

町内会館等建設助成金が今回の補正予算説明書の中のものになっていました。補正予算自体をうんぬんするつもりはありませんけれども、町内会館の建設助成の規則がありまして、その中では、町内会館を新築、または建物を取得する場合には 900 万円を限度に、補修や増改築する場合には 500 万円を限度にということで、建築費の 2 分の 1 以内を助成するというふうな規定が見つかりました。

それで、改修助成に関連して質問するのですが、小樽市内には、町会や自治会の組織は幾つぐらいあるのでしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

町会としての押さえでございますけれども、現在、152 町会ございます。

○川畑委員

そのうち、会館や集会所を持っている町会はどのくらいあるのですか。

○（生活環境）水澤主幹

一つの町内会館を複数の町会で利用しているようなケースもございますけれども、延べといえますか、86 町会が会館を利用しているということで押さえております。

○川畑委員

市営住宅には自治会があつて、自治会ごとに集会所を持っていると思うのですけれども、ないところもあるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

市営住宅には、集会所が設置されている団地と設置されていない団地がありますので、各自治会が集会所を持つ

ているわけではございません。

○川畑委員

会館や集会所を持っていない町会というのは、総会などたくさんの人が集まる場合についてどのようにしているか、その辺を把握されていますでしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

総連合町会といろいろと確認したりしているわけなのですが、やはり近隣の町内会館を利用することが一番多いようです。その他、会長宅や役員宅の利用、それからサービスセンターや市民センターといった市の施設がありますので、その会議室を利用している。また、小さな町会では喫茶店で総会を開くこともありますし、総会と懇親会を兼ねるような場合には、お酒と食事を提供する、早い話、飲食店ですけれども、そういうところで実施することで対応しているようです。

○川畑委員

実は、私の住んでいるところも町内会館はないのです。近くにはサービスセンターがあるのですが、周りに住んでいる方は高齢者が多いため、なかなかそこまで歩いて行くのは大変だという状況があるのです。それで、もう少し近くに漁業協同組合の集会所があるので、そこを借りているのですが、そこだと料金を取られるのです。サービスセンターですと、町会は無料ですよ。その辺で有料の場合には援助はないものなのか、もしないとすれば、少し不公平感、差別を感じるのですけれども、その辺はいかがなものなのでしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

町会についてのサービスセンターの使用料は無料ですけれども、電気代や暖房料は何百円か実費がかかりますので、御了解ください。

それで、特に借上料等に対するの援助制度というものは持っておりません。ただ、総連合町会を通じまして、各町会の世帯数ですとか規模によって金額は違いますけれども、町会活動や町会運営に要する費用ということで補助金を交付しておりますので、それらの活用を図っていただきたいと考えております。

それから、町内会館を利用している町会と、会館を持たないで利用に困っているところとの差別感ということでございますけれども、町会には、地域的なことやその町会の歴史ですとか、いろいろと抱えている問題や各種事業の取組など、それぞれ事情があると思うのです。そういう中では、大変申しわけありませんけれども、一概に比較して差別がどうかという話にはならないと思います。

また、例えば町内会館を持っている町会にしましても、会館を建てる時には、普通の町会費のほかに、町内会館建設費などといった名目で何年にもわたって町民の皆さんが別途積立てをしています。そういう苦勞もしていますし、またあったらあったで老朽化すれば維持・管理も大変になります。そのようなことから、なかなかお互いを比較するということになりませんので、例えば今おっしゃったような総会などの開催場所については、それぞれ個々の町会でどこを利用するかを考えていただくことにはなるかと思いますが、先ほど言いましたとおり、いろいろと不便ではあるとは思いますが、市の施設を利用するなり、近隣の会館を利用するなりしていただければ、各町会の経費削減につながるものではないかと思っていますので、御理解いただきたいと思っています。

○川畑委員

実情はよくわかりました。そういう点では、財政的に全くないわけではありませぬので、町会で検討させていただきたいと思っております。

◎忍路地区の有線共聴施設整備事業費補助金について

次の質問に移りたいと思っております。

今回の補正予算の中に、忍路地区の有線共聴施設整備事業の補助金が計上されておりました。これはどのような補助金なのか、まず御説明をお願いします。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

本定例会に補正予算として提出しております、忍路地区有線共聴施設整備事業費補助金についてでありますけれども、この補助金につきましては、地上デジタル化に伴い、今までアナログ放送を受信できていたのだけれども、デジタル放送を受信できないということで、新たな難視地区に指定された地区がデジタル化を進めるに当たり、国からデジタル放送推進協会を通して、またそれぞれの自治体を通して補助を受ける、小樽市としては、来たお金を組合に持っていく間接補助の制度ということになっております。

○川畑委員

わかりました。現状はどの程度の難視状態で、どんな工事をされるのか、わかれば教えてください。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

現状ということで、新たな難視地区に指定されたときに、デジタルサポートセンターというところでその状況を把握しておりますけれども、テレビの地上デジタル放送7局のうち、4局までは何とか受信できるけれども、3局は全く映らないということで、この新たな難視地区に指定されております。

ただ、今年の春からは、暫定措置として衛星放送を利用してデジタル放送をごらんになっていると。ただし、この放送も暫定の措置であり、東京のキー局を見ていただくということで、現在は北海道のローカル放送は見られない状況であります。

どのような工事かということですが、工事自体は、フルーツ街道沿いにある住居が点在している地区ですが、このフルーツ街道沿いには、忍路の土場沢方面から桃内に向かって光回線が通っております。そこに忍路土場沢で受信したデジタルの電波を桃内のほうに、現状送っていることがありますので、その回線からこの世帯に分岐してデジタルの電波を送信といいますか、有線によってつなぐ工事になります。

○川畑委員

実は、この状況を事前に聞いたものですから、私もこの場所に何回か行ってきました。そうしたら、東京から電波が来るので、北海道の天気予報がわからないというのです。農家なものですから、やはりこれは困ります。今回の補正予算が通れば、すぐに見られるようになるのですかと言ったら、通ればすぐで、業者も待っているという話でした。ですから、ぜひ農家のためにも、地元の天気予報を見られるようにしてあげて、喜ばせてやってほしいと思います。

◎忍路漁港の整備事業（敷地測量事業）について

それでは、最後の質問をします。

また忍路と、自分の近くばかり言っているわけではないのですけれども、たまたま今回の補正予算の中で忍路漁港の敷地測量経費が計上されました。

それで、お聞きしたいのですが、昨年11月に、国の予算編成に向けた概算要求で、水産庁が小規模漁港の整備抑制を示したために、忍路漁港の整備が見送りされるのかと問題になったわけです。私も、議員になる前でしたけれども、たまたま新聞の切り抜きをとっていたのです。これは大変だと思ひまして、近くに知人がいたので当時聞いてみたわけです。そうしたら、整備を延ばされたら、私どもも大変なのだという話を聞いていました。

道の直轄事業として漁港整備事業計画があったわけですが、その関連でよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

忍路漁港整備の関連といたしまして、その整備事業内容の中に用地整備という事業内容がございます。その当該用地についての測量をしようという現況でございます。

○川畑委員

今回の議案説明の中では、図面登記費用と伺ったわけですが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

当該用地につきましては、図面の登記がなされておられませんので、その登記をするための測量事業でございます。

○川畑委員

測量する場所というのは、どこなのですか。私も忍路漁港は大体頭に入っていますので、言っていただければわかります。

○（産業港湾）水産課長

場所でございますが、市道を真っすぐ漁港内に入りまして、一番奥に当たります。その場所につきましては、マイナス 2 メートル 50 センチの物揚場、それと防波堤の根元に当たります東護岸に挟まれた三角地になります。

○川畑委員

場所はわかりました。

もともとあそこは塩谷村だったと思うのですが、市の所有となった経過について教えてください。

○（産業港湾）水産課長

当該用地につきましては、昭和 25 年に塩谷村が海岸埋立地として埋め立てた用地でございます。この用地につきましては、昭和 33 年に小樽市と塩谷村が合併したことにより、小樽市の所有地となっております。

○川畑委員

道の直轄事業として漁港整備を進めるに当たって、道に移転することになると思うのですが、図面登記していなければ道に移転できないということですね。その辺、確認させてください。

○（産業港湾）水産課長

そのとおりであります。

○川畑委員

そうしたら、この図面登記によって漁港整備事業が当初の計画どおりに進められるということになりますか。

○（産業港湾）水産課長

当初計画に支障が起きないように、今回の補正予算において計上させていただいております。したがって、今後、この図面登記をいたしまして、道の整備に支障が起らないように努めてまいりたいと考えております。

○川畑委員

祝津、塩谷、忍路と大きく三つの漁港があるのですけれども、祝津、塩谷の工事が終わって、忍路がまだ残っていたわけです。ですから、忍路の漁師にとっては、いてもたってもいられない、早くやってほしいという願いがあったのだらうと思います。そんなことから、重大な関心事でありますので、早期着工を期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。